

第3編 火山災害対策編

本県に被害を及ぼすおそれのある火山としては、箱根山と富士山があります。

火山災害については、その活動状況から、災害発生の危険性のある程度予測することが可能であり、被害を軽減するために、箱根山及び富士山の火山情報の伝達、迅速な避難誘導等の必要な事項を定めます。

また、火山災害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編で定める事項を準用します。

なお、令和3年7月には、平時においては、相互応援を効果的に実施するための事前準備や火山災害の軽減に資する研究を実施すること、噴火時などの緊急時においては、応援県は、火山研究職員を派遣し、被災県の応急対策及び復旧対策のための観測、調査、活動評価などを支援することなどを内容とする火山噴火時の相互応援及び火山研究職員等の交流に関する協定を山梨県と締結しました。

1 箱根山の概要

箱根山は、いくつかの成層火山と単成火山からなる複成火山です。火山体の中心には南北11km、東西8kmの大きな鍋状凹地（カルデラ）があり、その西側を占める芦ノ湖はカルデラ湖です。箱根の名称は、四方を峰々で囲まれた箱形の山塊という意味でつけられたとも言われています。

箱根山火山の活動が始まったのは、今から65万年前と推定されており、その後火山活動を繰り返して、外輪山とカルデラ、カルデラの中に発達する2つの中央火口丘群を形成しました。

外輪山は今から25万年前までに形成された、玄武岩から安山岩を主体とする成層火山の集合体で、明神ヶ岳、明星ヶ岳、金時山、三国山、大観山などカルデラの縁をなしています。カルデラの中には新旧2種類の中央火口丘群があります。古い方にあたる前期中央火口丘群は、地形的には頂上が平なのが特徴で、安山岩からデイサイトを主体とする複数の成層火山や溶岩ドームからなります。浅間山、鷹巣山、屏風山などがこれに当たり、8万年前頃までに形成されたと考えられています。新しい方にあたる後期中央火口丘群は地形的には釣鐘状をしているのが特徴で、安山岩の成層火山や溶岩ドームからなり、神山、駒ヶ岳、二子山などがこれに当たります。外輪山および前期中央火口丘群は既に活動を停止しており、最近の噴火は後期中央火口丘群で発生しており、将来の活動も後期中央火口丘群で行われるものと考えられます。

箱根山火山の噴火スタイルは長い歴史の間で様々に変化してきましたが、箱根山火山では4万年前以降、溶岩ドームの形成とそれに伴って発生する火砕流や山体崩壊を繰り返していることが知られています。箱根山火山でもっとも新しい山体は、大涌谷の南にある冠ヶ岳で、3,000年前に形成されました。冠ヶ岳も溶岩ドームですが、この溶岩ドームが地表近くに達した際、神山が崩壊して仙石原方面に岩屑なだれが押し寄せたほか、火砕流が仙石原を覆い、一部は湖尻峠に達したことが知られています。なお、このとき岩屑なだれが早川を堰き止めたため芦ノ湖が形成されました。同様の噴火は過去1万年間に限ってみると、神山（7,000年前）、二子山（5,000年前）に発生しています。

箱根火山は噴火の歴史記録はありませんが、地質調査により12～13世紀頃に3回ほど小規模な水蒸気爆発があったことが最近の研究で明らかになりました。これらは、マグマの関与があまり明確ではなく、規模も大きいものではありませんが、観光地化がきわめて進んでいる箱根においては重要視すべきものです。なお、同様の噴火は3,000年前頃と2,000年前頃にもあったことが知られています。

その他、火山災害としては大涌谷、早雲山、湯ノ花沢、硫黄山の4つの噴気地帯では噴気活動が継続しています。大涌谷と湯ノ花沢では過去に火山ガスによる事故で死者が出ています。

箱根山は、火山噴火予知連絡会により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に選定されており、気象庁、県温泉地学研究所等により監視・観測を行っています。平成27年の4月下旬から始まった火山活動の活発化は、11月下旬までのおよそ7ヶ月間続き、6月にはごく小規模

な水蒸気噴火が発生しました。この間、観測された火山性の地震は、体に感じないごく小規模のものまで含めると約 12,500 回でした。また、平成 31 年 4 月下旬頃から火山性地震がやや増加し、5 月中旬に急増したことを受け、5 月 19 日に噴火警戒レベルが 1（活火山であることに留意）から 2（火口周辺規制）に引き上げられました。その後火山性地震は減少し、9 月以降、5 月の地震活発化前の状態になり、10 月 7 日にレベル 1 に引き下げられました。

2 富士山の概要

富士山は、山梨県と静岡県にまたがり、小御岳（こみたけ）・古富士の両火山上に生成した成層火山で日本の最高峰であり、体積は約 400k m³、基底は直径約 50 km の大きさです。主に玄武岩からなりますが、1707 年にはデイサイト・安山岩の軽石・スコリアも噴出しました。側火山が約 100 個あります。標高 2,450m 以上は露岩地帯で、風食作用が著しく、特に西斜面は崩壊が激しくなっており、「大沢崩れ」として知られています。

富士山は、古い時代から順に、小御岳、古富士火山、狭義の富士火山（新富士火山）の 3 火山からなりますが、このうち最新の火山である新富士山についての活動史は以下のようにまとめられています。

1 万 1,000～8,000 年前：山頂火口及び側火口から極めて多量の溶岩が流出

8,000～4,500 年前：山頂火口から小規模なテフラが間欠的に噴出

4,500～3,000 年前：山頂火口及び側火山群から大規模な溶岩と小規模なテフラが噴出

3,000～2,000 年前：主として山頂火口から大規模なプリニー式噴火のテフラが頻繁に噴出し、少量の火砕流と溶岩がこれに伴った。

2,000 年前～1707 年：側火山群から小規模～大規模なストロンボリ式噴火のテフラと溶岩が噴出

1707 年：山頂近傍の側火口から大規模なプリニー式噴火のテフラが噴出

このうち側火山の顕著な活動期は、1 万 1,000～8,000 年前、4,500～3,000 年前、2,000 年前～1707 年の 3 時期であるとされています。

富士山は、火山噴火予知連絡会により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に選定されており、気象庁等において、監視・観測が行われています。

3 想定される主な火山災害事象の解説

(1) 溶岩流

高熱の溶岩が斜面を流れ、家や道路を埋め近くの木々を燃やします。流れの速さは、人が歩く程度とされています。

(2) 噴石

噴火時に火口から放り出される直径数 cm 以上の岩の破片や軽石のことをいいます。小さな噴石は、火口から 10 km 以上遠方まで風に流されて降下する場合もあり、あたりどころが悪ければ、人命にも関わります。また、大きな噴石は、風の影響を受けにくく、短時間で落下してきます。火口から概ね 2～4 km 以内に飛来し、登山者等が死傷したり、建物が破壊させるなどの被害が発生します。

(3) 降灰（こうはい）・火山灰

細かく砕けたマグマが空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれます。火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなります。また、慢性の喘息などの症状を悪化させたり、健康な人でも目や鼻・のど等呼吸器などに影響を与えるおそれがあります。外出を控え、車の運転には注意が必要です。

(4) 火砕流

高温の岩石・火山灰・火山ガスの混合物が斜面を港則で流れ下り、巻き込まれると死亡する場合があります。流下速度は時速数十 km から百数十 km にも達するため、早めに避難する必要があります。

(5) 土石流

山の斜面に火山灰が厚く積もると、雨で流れて土石流となります。特に厚さ10cm以上積もる地域では、何回も土石流が起こることがあります。人が走るより早く流れるので降雨時は注意が必要です。

(6) 火山ガス

マグマに溶け込んでいたガス成分が気体となって噴き出すもので、硫化水素や二酸化硫黄などが含まれており、これらを吸い込むと、死にいたることもあります。火口などのガスが出ている周辺や窪地などのガスがたまりやすいと思われる場所には近づかないなどの警戒が必要です。

出典：「富士山火山防災マップ（災害対策山静神連絡会議）」「火山への登山のそなえ（内閣府・気象庁）」

第1章 災害予防

第1節 火山情報の伝達体制等

- 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第三章（円滑な警戒避難の確保）の規定に基づき、火山情報伝達体制等について、必要な事項を定めます。
- 国、県及び市町村は、噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者、観光客等に伝達する体制を整備します。

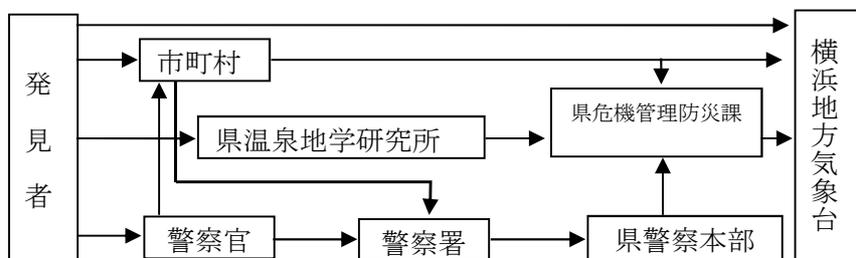
1 異常現象発見の通報義務

活動火山に関して、下記(1)に記す通報を要する異常現象を発見した者は、ただちに最寄りの市町村又は警察官に通報し、通報を受けた警察官はその旨を最寄りの市町村長に、市町村長は関係機関に速やかに伝達します。

(1) 通報を要する異常現象

- ア 噴火(爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流(熱雲))及びそれに伴う降灰砂等
- イ 火山地帯での火映、鳴動の発生
- ウ 火山地帯での地震又は地殻変動の発生
- エ 火山地帯での山くずれ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化
- オ 火口、噴気孔の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、温度又は昇華物等の顕著な異常変化
- カ 火山地帯での涌泉の新生又は潤渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
- キ 火山地帯での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大若しくは移動及びそれらに伴う草木の立枯れ等
- ク 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等

(2) 異常現象の通報系統図



2 噴火警報等の発表と伝達

(1) 噴火警報等の種類と発表

- ア 噴火警報・予報、噴火警戒レベル

(ア) 噴火警報・予報の種類

a 噴火警報

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表します。

b 噴火予報

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が予想される場合に発表します。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表します。

(イ) 解説情報等

a 臨時の解説情報

国（気象庁）は、火山活動の変化を観測した場合、臨時の解説情報を迅速に発表し、火山活動の変化の事実に加え、火山機動観測による緊急観測の実施などの対応状況を明確に公表するとともに、県等必要な関係者に伝達します。臨時の解説情報は、火山活動が変化していることを理解できるよう、分かりやすい解説を加えて発信します。

b 噴火速報

国（気象庁）は、噴火発生や噴火初期の変動を観測した際に、周辺の住民及び登山者等が緊急的に命を守る行動がとれるよう、これらの情報を噴火速報として迅速に発信するとともに、県等必要な関係者に伝達します。

(ウ) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民、登山者、観光客等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものです。噴火警戒レベルを導入した火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表します。住民、登山者、観光客等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「高齢者等避難」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードをつけて警戒を呼びかけます。

[噴火警戒レベル表]

種別	名称	略称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
				レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。
警報	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
			火口から少し離れた所までの火口付近	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	—	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

(エ) 富士山の噴火警戒レベル

平成 19 年 12 月 1 日運用開始

富士山の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地）	居住地及びそれより火口側	5 （避難）	居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地からの避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> 大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地に到達（危険範囲は状況に応じて設定） 【宝永（1707年）噴火の事例】 12月16日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 【その他の噴火事例】 貞観噴火（864～865年）：北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火（800～802年）：北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達 顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険） 【宝永（1707年）噴火の事例】 12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）：地震多発、東京など広域で揺れ
		4 （高齢者等避難）	居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地での避難準備、要配慮者の避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> 小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険） 【宝永（1707年）噴火の事例】 12月14日まで（噴火開始数日前）：山麓で有感となる地震が増加
噴火警報（火口周辺）	火口から居住地近くまでの広い範囲の火口周辺	3 （入山規制）	居住地の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域防災計画への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> 居住地に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり 【宝永（1707年）噴火の事例】 12月3日以降（噴火開始十数日前）：山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった
	火口から少し離れた所までの火口周辺	2 （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。火口周辺への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> 影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等 【過去事例】 該当する記録なし
噴火予報	火口内等	1 （活火山であることを留意）	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）

(注)・ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

- ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億 m^3 を大規模噴火、2千万～2億 m^3 を中規模噴火、2百万～2千万 m^3 を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で特定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。
- 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会作成）で示された範囲を指す。

(オ) 箱根山の噴火警戒レベル

平成 21 年 3 月 31 日運用開始

平成 29 年 6 月 14 日改正

箱根山の噴火警戒レベル

名称	範囲 対象	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・ 入山者等への対応	想定される現象等
噴火警戒報 (居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 溶岩流や火砕流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生。 【過去事例】 3,000 年前：冠ヶ岳溶岩ドーム形成、火砕流発生 <ul style="list-style-type: none"> 規模の大きな火山性微動の発生等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし <ul style="list-style-type: none"> 小規模噴火が発生し、火口から約 2 km 以内に大きな噴石（注）飛散、火砕サージ発生 【過去事例】 12～13 世紀：大涌谷で水蒸気爆発、火砕サージ発生
		4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。 箱根山においては、非常に多くの観光客を円滑に避難させる必要があること、居住地が想定火口に近いことから、箱根町はこの段階で避難指示を発令。	<ul style="list-style-type: none"> 有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 【過去事例】 有史以降の事例なし
噴火警戒報 (火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 特定地域では避難。 状況に応じて要配慮者の避難準備等。	<ul style="list-style-type: none"> 想定火口域を超えて噴石が飛散するような噴火の発生。 【過去事例】 有史以降の事例なし <ul style="list-style-type: none"> 地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 【過去事例】 2015 年 6 月：傾斜変動を伴う火山性微動が発生し、ごく小規模噴火が発生するなど火山活動が活発化
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 【過去事例】 2001 年 6 月～10 月：地震活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動、噴気異常等の熱活動の活発化
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏 一時的な地震の増加 【過去事例】 1966 年 6 月～7 月：一時的な地震の増加、翌年泉温の上昇 2006 年 9 月～11 月：一時的な地震の増加 2013 年 1～2 月：一時的な地震の増加

(注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

イ 降灰予報

区分	目的	内容
降灰予報(定時)	噴火したときの降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を予め確認しておき、事前に対策がとれるようにします。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表します。 ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲をお知らせします。
降灰予報(速報)	即時性を重視して発表することで、降ってくる火山灰や小さな噴石に対して、ただちに対応行動がとれるようにします。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表します。 ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表します。 ・降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表します。 ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火発生後、速やかに(5～10分程度*で)発表します。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲をお知らせします。
降灰予報(詳細)	噴火事実に基づいた精度の良い予報を提供し、降灰量階級に応じた適切な対応行動がとれるようにします。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高など)を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表します。 ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表します。 ・降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表します。 ・降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表します。 ・観測値をもとに詳細な計算を行い、噴火後20～30分程度*で発表します。 ・噴火発生から1時間ごと6時間先までの降灰量や市町村ごとの降灰開始時刻をお知らせします。

※ 噴煙が気象条件により直接確認できない場合等には、これよりも降灰予報の発表に時間を要することや、降灰予報を発表できないことがあります。

ウ 火山現象に関する情報

情報等の種類	内容	発表時期
噴火速報	周辺住民及び登山者等火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報	随時
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	写真や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬及び必要に応じ適時発表
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時

(2) 噴火警報等の通報及び伝達体制

県は、国（気象庁）から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の伝達を受けた場合は、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町村その他の関係者に対し、必要な通報又は要請を行います。

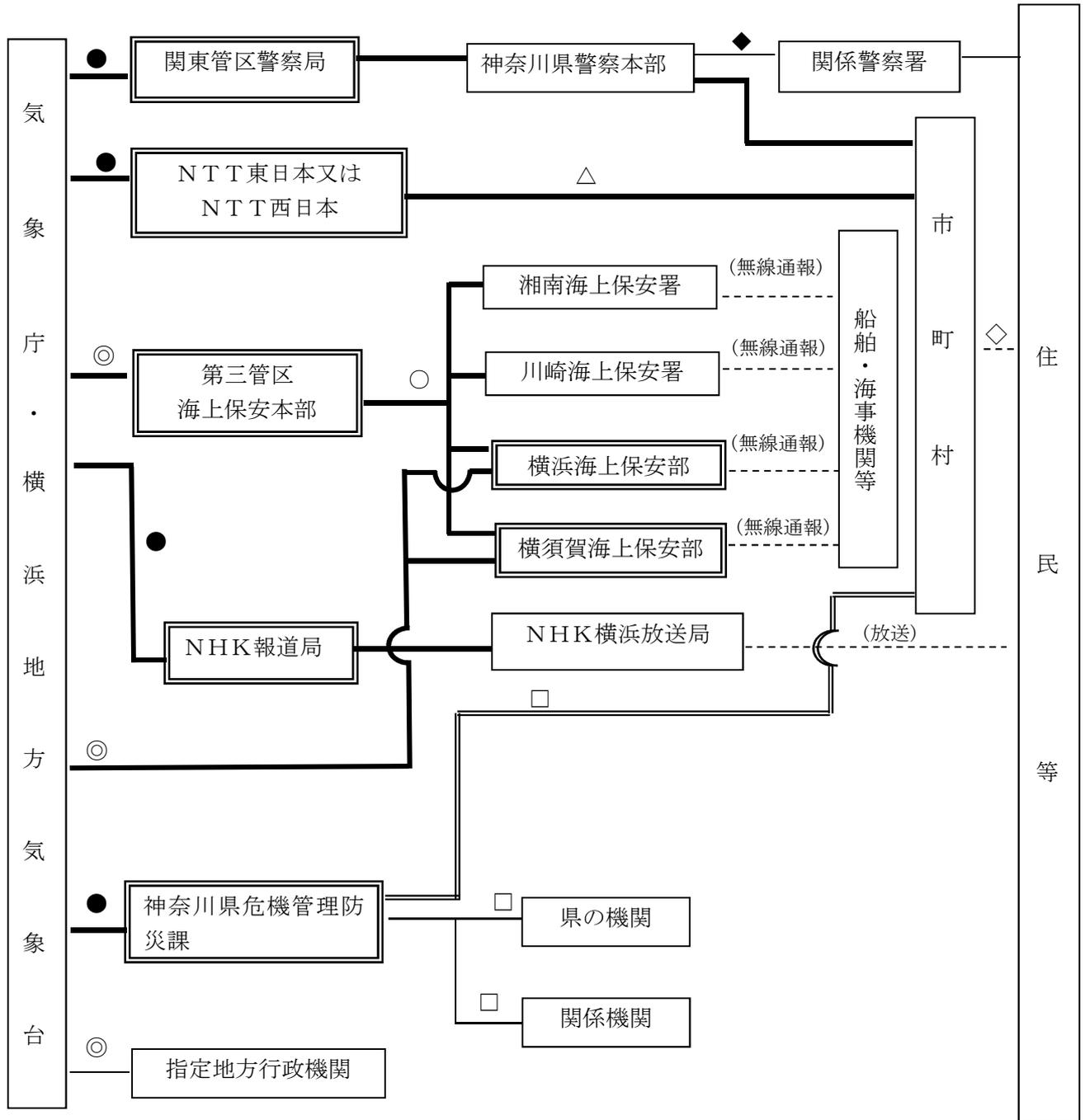
市町村は、県から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の伝達を受けた場合は、伝達を受けた事項を市町村防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関や住民、登山者、観光客等へ伝達します。

市町村は、特別警報にあたる噴火警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者、観光客等へ伝達します。

放送事業者等は、伝達を受けた噴火警報等について、住民、登山者、観光客等への伝達に努めます。

噴火警報等の通報及び伝達系統は、概ね次のとおりとします。

[噴火警報等の伝達系統図]



凡例

<p>—— 法令（気象業務法等）による通知系統</p> <p>----- 法令（気象業務法等）による公衆への周知依頼及び周知系統</p> <p>—— 地域防災計画、行政協定 その他による伝達系統</p> <p>二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路</p>	<p>● オンライン</p> <p>◎ 防災情報提供システム（専用線）</p> <p>○ 専用電話・FAX</p> <p>△ 加入電話・FAX</p> <p>□ 県防災行政通信網等</p> <p>◇ 市町村防災行政無線等</p> <p>◆ 自営無線等</p> <p>◻ 法令により、気象官署から警報事項を受領する機関</p>
---	--

市町村は、地域の特性等を踏まえつつ、噴火警報等の内容に応じた避難情報の具体的な発令基準をあらかじめ定めます。発令基準の策定・見直しに当たって、火山防災協議会における共同検討等を通じて、災害の危険度を表す情報等の活用についてそれらの情報を取り扱う県や国との連携に努めます。県や国は、市町村による発令基準の策定や見直しを支援します。

3 監視・観測等

(1) 監視・観測の実施

県温泉地学研究所では、箱根山火山活動の監視・観測を行うため微小地震計による地震活動の観測のほか、山体の変化をいち早く正確に把握するために傾斜計、光波測量装置、GNSSによる観測や表面現象を把握するため、地温、火山ガスの観測を行っています。また、観測した結果は、ホームページを通して一般の方々にも広く公開しています。

(2) 観測・調査の強化

県温泉地学研究所では、箱根山火山の観測を強化するため、強震計の設置を行うほか、老朽化し観測精度が劣化した観測施設について更新・強化に努めます。また、機動的観測・研究を積極的に行うことによって箱根山火山の活動メカニズムの解明に努めます。

(3) 緊急時対応

県温泉地学研究所では、1時間に10回以上の微小地震が観測されたときなど、一定規模以上の活動が確認された場合には、所員を参集させ、観測データの解析、速報の作成を行うとともに、くらし安全防災局、横浜地方気象台、箱根町等関係機関に連絡を行い、緊急時の対応を行います。

(4) 火山噴火予知連絡会等との連携

県温泉地学研究所では、箱根山火山でまとまって微小地震が発生した場合や地殻変動が観測された場合には、火山噴火予知連絡会等に資料等の提供・報告を行い、適切な判断のために必要な連携を行います。

(5) 他県との連携

神奈川県、山梨県、静岡県は、富士山火山防災対策に関する協定に基づき、富士山噴火災害に関する応急・復旧対策のための必要な連携を行います。

第2節 災害応急対策への備え

- 県及び市町村は、活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域に指定されたときは、火山防災協議会を組織します。火山防災協議会は、県知事及び市町村長、気象台、地方整備局等、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家のほか、観光関係団体等検討に必要な様々な者を加えます。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会を設置するなど、円滑な検討に資する体制を整備します。火山防災協議会においては、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定といった一連の警戒避難体制や、現地の関係機関の防災対応の流れなど様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組について、各地域の実情に応じて必要な事項を協議するものとします。
- 県は、火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項、市町村地域防災計画に避難のための措置について定める際の基準に関する事項、避難・救助に係る広域調整に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めます。
- 火山災害警戒地域に指定された市町村は、地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めます。また、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて、これらの施設の名称および所在地を定めます。市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設（以下「避難促進施設」という。）について、市町村は、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めます。
- 県及び火山災害警戒地域に指定された市町村は、火山防災協議会での検討を踏まえ、噴火警戒レベルを設定し、地域防災計画に位置づけます。市町村は、噴火警戒レベルに対応した避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段を定めるなど具体的で実践的な避難計画を地域防災計画に位置づけます。
- 県及び市町村は、火山災害警戒地域に指定されたときは、地域防災計画に定める事項について、火山防災協議会の意見を聴くものとします。
- 火山災害警戒地域に指定された市町村の長は、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民や登山者、観光客等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに、避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民や登山者等に必要な防災上重要な情報を付加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を講じます。
- 県及び市町村は、退避壕・退避舎等の整備を推進します。また、火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討します。

1 情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・伝達体制の充実

- ア 県は、関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。 [くらし安全防災局]
- イ 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。 [政策局、くらし安全防災局]
- ウ 国、県、市町村は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図ります。また、火山防災協議会の構成員である火山専門家等の意見を活用できるよう努めます。 [くらし安全防災局、関係局]
- エ 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。 [関係局]

(2) 被災者支援に関する情報システムの構築等

- ア 市町村は、罹災証明書の発行、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理するシステムの導入や体制の整備に努めます。
- イ 県及び市町村は、県民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等に当たり、インターネット等各種通信手段の活用を図ります。 [くらし安全防災局、健康医療局]

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努めます。

(2) 消火活動

- ア 市町村は、消防組織の強化に努め、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図ります。
- イ 市町村は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を立て、消防施設等の整備に努め、その強化を図ります。

(3) 医療救護活動

- ア 県及び市町村は、関係機関と調整の上、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]
- イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。
- ウ 県は、市町村の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。 [健康医療局]

3 避難誘導

市町村は、火山が噴火し、又は噴火するおそれのあるときは、富士山火山広域避難計画や箱根山（大涌谷）火山避難計画に従い住民、登山者、観光客等の避難誘導を行います。

- (1) 市町村は、指定緊急避難場所・避難路及び避難促進施設をあらかじめ指定し、日頃から住民、登山者、観光客等への周知徹底に努めます。
- (2) 市町村は、避難行動要支援者の把握に努め、「避難行動要支援者名簿」を作成します。名簿には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項を記載します。

市町村は、効果的に避難誘導を実施するため、市町村地域防災計画で定める避難支援に携わる関係者である消防機関、県警察、民生委員・児童委員、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者の同意を得ることにより、又は、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿の情報共有を行います。

- (3) 市町村及び施設の管理者は、避難行動要支援者の避難誘導、搬送等について、自主防災組織、近

隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

- (4) 市町村は、設備・体制が整った高齢者福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の対応について協定を結ぶことに努めます。また、県は、必要に応じて協定の促進に努めます。

[福祉子どもみらい局]

- (5) 避難促進施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表や、同計画に基づく避難訓練を実施します。作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果については、市町村長に報告します。

- (6) 市町村は、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めます。

- (7) 県及び市町村は、登山者など火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、火山防災協議会において、火山付近への来訪者の状況、火山へのアクセス等を勘案し、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届の必要性について検討します。また、降灰が広範囲に及んだ場合に、広域的に火山灰処理を行うため、火山灰仮置き場や火山灰処分場の設置場所の選定を検討し、確保に努めます。

4 降灰等対策

県は、国及び防災関係機関と連携し、経済活動、住民生活等に及ぼす影響を軽減するため、火山噴火時の降灰対策などについて検討します。

[関係局]

5 防災知識の普及

(1) 県民等への防災知識の普及

ア 県は、国及び市町村と連携して、火山災害について県民の正しい理解が進むよう、火山活動等に関する情報の提供、普及啓発に努めます。

[くらし安全防災局]

イ 県は、県温泉地学研究所における火山活動の観測や調査研究の成果等を分かりやすく県民に広報し、県民の防災知識の向上を図ります。

[くらし安全防災局]

ウ 火山災害警戒地域に指定された市町村の長は、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに、避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民や登山者等に必要な防災上重要な情報を付加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を講じます。

[くらし安全防災局]

(2) 観光客等への防災知識の普及

県及び市町村は、観光協会等の関係機関と連携して、火山防災知識の普及啓発に努めます。

[国際文化観光局]

(3) 児童・生徒等への防災知識の普及

公立学校は、教科等を通じ、火山に関する知識の普及や火山防災教育の推進に努めます。

[教育局]

(参考) 降灰による影響

- (1) 火山灰を吸い込むと、ただちに生命に危険が及ぶことはありませんが、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなど、健康被害のおそれがあります。
- (2) 屋根に堆積した火山灰の重みにより、木造建築物等が倒壊する可能性があるため、除灰するか堅牢な建物への避難が必要になります。特に、降雨により水分を含んだ場合は倒壊の可能性が高まります。
- (3) 堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすことが考えられます。状況によっては、その影響は広い範囲に及びます。
- (4) 降灰後の降雨により、土石流の発生の可能性が高まります。
- (5) 河川の上流域で多量の降灰があった場合、支流や溪流からの土砂の流入により本川河道の河床が上昇するため、洪水の危険性が高まります。

6 火山防災協議会による協議等

(1) 箱根山火山災害対策

ア 箱根山火山防災協議会

県、箱根町、横浜地方気象台、関東地方整備局、自衛隊、県警察等は、箱根山火山防災協議会において、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定といった一連の警戒避難体制や、現地の関係機関の防災対応の流れなど様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組について協議します。 [くらし安全防災局]

(2) 富士山火山災害対策

ア 富士山火山防災対策協議会

(ア) 県は、山梨県、静岡県、関係市町村、国等の関係機関と連携し、富士山火山防災対策協議会において、富士山噴火時の円滑な住民対策などの検討を進めます。 [くらし安全防災局]

(イ) 県は、関係機関と連携し、避難者の受入れも含めた具体的な避難計画を作成します。

[くらし安全防災局]

(ウ) 県は、家屋の倒壊や降雨による土石流の発生などの原因となる降灰への対策について、関係機関と連携して検討を行います。 [くらし安全防災局]

イ 災害対策山静神連絡会議

県は、災害対策山静神連絡会議における火山災害を含む広域的災害対策に関する調査研究や、合同防災訓練の実施、災害対策関連情報の交換などを山梨県及び静岡県と連携して行います。

[くらし安全防災局]

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するためには、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するために不可欠です。

県は、様々な種類の通信手段を活用することはもちろんのこと、映像情報等を利用して被害の規模や程度を推定し、災害対策本部の設置をはじめ、国、市町村、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進めます。

応急活動対策の実施に当たっては、生命・身体の安全を守ることを最優先に、災害の拡大や再発の防止と二次災害等の防止や救助・救急、医療及び消火活動を進めます。また、避難所の設置等の避難対策、食料、水、燃料等の確保対策等の生活支援対策を進めるとともに、そのための条件としての交通確保対策を進めます。

ライフラインの応急復旧活動、さらに被災地の社会的混乱や心理的動揺の防止に向けて、正確な情報の提供や災害相談の実施等、時間経過に沿った対策を進めます。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 災害発生による被害情報の収集・連絡

ア 市町村は、人的被害の状況、建築物の被害、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

イ 県警察は、被害規模の早期把握のための災害情報収集活動を行い、必要に応じてヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。

ウ 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。

エ 県は、市町村等から情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁及び近隣県（静岡県、山梨県）に連絡します。

(2) 応急対策活動情報の連絡

ア 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

イ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。

ウ 県は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に随時連絡します。

2 通信手段の確保

(1) 県及び市町村は、災害発生時において、災害情報の連絡通信手段を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な要員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図ります。また、通信手段の確保について必要な措置を総務省に要請します。

(2) 県は、災害時の県防災行政通信網の輻輳に対応するため、通信制限の措置を行う等により通信の運用に支障のないよう努めます。

(3) NTT東日本は、電気通信設備の被災により疎通に著しく支障がある場合は、被災地からの疎通を優先させます。また、緊急通話の疎通確保のため、一般加入電話については利用制限等を行います。

3 各種通信設備の利用

(1) 警察通信設備の優先利用

県は、加入電話及び県防災行政通信網が使用不能になり、他に通信手段がないときは、災害対策基本法第 57 条の規定に基づく「警察通信設備の優先利用等に関する協定」により、警察通信設備を優先的に利用します。

(2) 非常通信の利用

県、市町村及び防災関係機関は、加入電話及び防災行政通信網等が使用不能になったときは、あらかじめ定める計画に基づき関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用します。

(3) 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑・迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行います。

(4) 放送機関への放送要請

県は、災害対策基本法第 57 条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、加入電話及び県防災行政通信網が使用不能になったときは、放送機関に対し、連絡のための放送を要請します。

(5) 自衛隊への要請

県は、十分な通信手段の確保が困難になったときは、通信確保の措置を自衛隊に要請します。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、箱根山、富士山に関する火口周辺警報が発表された場合等、状況に応じて速やかに警戒体制に入り、広域災害時情報収集先遣隊を派遣する等して火山の活動状況や被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

また、箱根山、富士山に関する噴火警報が発表された場合や、その他状況により必要があるときには、第1次応急体制や第2次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方總監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 国土交通大臣

(オ) 隣接都県知事等

(3) 現地災害対策本部等の設置

ア 災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

イ 県は、災害対策本部が設置された場合には、県総合防災センターに、災害活動中央基地を設置し、市町村支援等の災害応急対策を実施します。

ウ 県は、災害対策本部を設置したときは、市町村の行う医療救護活動の総合調整と市町村の能力を超えた場合の応援・補完を行うため、県庁内に保健医療調整本部を設置するとともに、災害救援ボランティア活動への支援を行うため、かながわ県民活動サポートセンターに県災害救援ボランティア支援センターを設置します。

(4) 災害対策本部を設置した場合の参集・配備

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部を設置した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。

現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(5) 国の非常（緊急）災害対策本部等への連絡及び協力要請

ア 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置された場合には、県は、国の現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。

2 市町村の活動体制

- (1) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、火山の活動状況や被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、災害対策基本法第 63 条に基づく警戒区域の設定など必要な措置を講じます。
- (2) 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第 23 条の 2 に基づき、市町村災害対策本部を設置します。
- (3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

3 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、必要があると認めるときは、その所管に係る災害応急対策を円滑に行うため、あらかじめ定めた災害対策組織を設置します。

4 広域的な応援体制

- (1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。
- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示します。
- (3) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 応急対策職員派遣制度に基づく応援要請
 - a 避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援
 - b 被災市町村が行う災害マネジメントの総括的支援
 - エ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請
 - オ 厚生労働省、関係省庁及び他都道府県への広域医療搬送に係る要請

5 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、人命又は財産の保護のため自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合には、防衛大臣又はその指定する者に対し、「自衛隊応援要請マニュアル」に基づき災害派遣を要請します。
- (2) 市町村長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。

この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。

なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

災害発生時、県民の一人ひとりが、「自らの身は、自ら守る」、「失火防止に努める」とともに、被災者の救出・救護、消火活動を行い、災害の拡大の防止に努めるものとします。

また、県、市町村及び防災関係機関が一体となって被災者の救出・救援、消火及び医療救護活動を行います。

1 救助・救急、消火活動

(1) 県民及び自主防災組織の役割

ア 県民は、まず自身及び家族の身を守ることに最大限努め、かつ、失火防止に努めます。

イ 県民及び自主防災組織は、近隣において救出・救護を行うとともに、発災後の初期段階で消火活動を行い、救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

(2) 自衛消防隊の役割

企業等の自衛消防隊は、災害時の初期活動として企業等内での救助・救急、消火活動を行うとともに、可能な限り救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

(3) 市町村による救助・救急、消火活動

ア 市町村は、事前に定めた災害時の警防計画等により消防活動を実施します。

イ 市町村は、被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、地域の防災組織等と連携して救助・救急活動を行います。特に、被災地域の医療機関等が被災した場合は、医師会など関係機関の協力のもと E M I S を活用して、広域的な救急活動を実施します。

ウ 市町村は、災害発生時に傷病者の緊急度や重傷度に応じた適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定するトリアージの手法について、救急業務計画に定めます。

エ 消防団は、地域防災の中核として、地域の自主防災組織と連携し、発災直後の初期消火や被災者の救出・救護を行うとともに、常備消防を補佐し、各種消防活動を行います。

オ 市町村は、消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に救助・救急、消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じ、神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく応援要請及び緊急消防援助隊派遣要請を行います。さらに、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努めます。なお、職員等のストレス対策として必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請します。

カ 市町村は、大規模風水害等の災害のため自衛隊が派遣された場合、最重要防御地域等の優先順位を決め、迅速に連絡します。

(4) 救助・救急、消火活動への県の支援

知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次の措置を行います。

- ・ 神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく神奈川県消防広域運用調整本部の設置及び神奈川県消防広域応援隊の編成
- ・ 消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣等の広域的応援要請
- ・ 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
- ・ 自衛隊に対する救助・救急、消火活動の応援要請
- ・ 在日米軍に対する救助・救急、消火活動の応援要請
- ・ 日本赤十字社及び災害拠点病院等に対する救護班、DMAT、DPAT等による医療救護活動の応援要請
- ・ 国の非常（緊急）災害対策本部等と連携した、自衛隊の行う救助・救急、消火活動の円滑化のための総合調整
- ・ 国及び他都道府県への救助の応援要請

2 医療救護活動

(1) 医療機関による医療救護活動

- ア 県は、神奈川県保健医療救護計画に基づき、保健医療調整本部を設置し、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンから適宜助言・支援を受けながら、医療機関等の協力を得て医療救護活動を行います。
- イ 医療機関は、備蓄医療資材、医薬品等を活用し地域における医療救護活動に努めます。特に災害拠点病院は中核的役割を果たします。また、(独)国立病院機構及び日本赤十字社神奈川県支部は、被災地内の国立病院機構病院、日赤病院等において医療救護活動を行います。
- ウ 県は、原則として、被災市町村等からの要請に基づき、災害拠点病院等に対し救護班の派遣を要請するとともに、神奈川DMA T指定病院、神奈川DMA T-L指定病院に対して神奈川DMA T、神奈川DMA T-Lの派遣を要請します。
- エ 県は、原則として被災市町村等からの要請や統括DPATの判断に基づき、かながわDPATの構成員である医療機関等にかながわDPATの派遣を要請します。
- オ 県及び市町村は、水道施設が被災した場合、医療機関には優先的な給水活動を行います。
- カ 県は、被災地の医療機関の応援要請情報や支援情報をEMISにより、リアルタイムに収集・交換することにより効果的な医療救護活動を確保し、必要に応じ被災地域以外の医療機関等に協力を求めます。
- キ 県及び市町村は、救急患者の搬送に際し、必要に応じ被災地以外の医療機関等に協力を求めます。
- ク 県は、国(自衛隊等)、隣接都県等と連携協力しながら、航空機等を活用して重篤患者の迅速な広域医療搬送を確保します。
- ケ 被災医療機関は、医療施設、医療設備の応急復旧を実施し、必要に応じライフライン事業者等に速やかな応急復旧を要請します。
- コ 県及び市町村は、傷病者の搬送拠点におけるトリアージ及び救命措置等を行うために救護班及び神奈川DMA Tを確保します。

(2) 救護所の設置

- ア 市町村は、迅速な医療救護活動を実施するため救護所を設置し、自ら救護班を編成します。なお、保健所を設置している市は、状況に応じ保健所に救護所を設置します。
- イ 知事は、市町村の要請に基づき、必要に応じ国の非常(緊急)災害対策本部等に対し、救護班の派遣要請を行います。

第4節 避難対策

市町村は、災害発生後、人命の安全を第一に住民、登山者、観光客等の避難誘導を行うとともに、指定緊急避難場所及び避難路、災害危険箇所、避難促進施設等の所在、災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努めます。

県民は、指定緊急避難場所及び避難路を日頃から把握するとともに、避難情報が発令された場合には直ちに安全に十分配慮しながら避難します。また、自主的に避難する場合は、特に安全に配慮します。

1 避難の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の防止等を図るため特に必要があると認められるときは、危険地域の住民、登山者、観光客等に対し、市町村長、警察官、自衛官、知事等が避難実施のために必要な指示を行います。

なお、その際、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）に対応して、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとります。

2 避難の指示の内容

市町村長等避難の指示を実施する者は、原則として次の内容を明示して行います。

- (1) 避難を要する理由
- (2) 避難指示の対象地域
- (3) 避難先とその場所
- (4) 避難経路
- (5) 注意事項

3 避難措置の周知等

(1) 関係機関への報告

避難の指示を行った者は、必要な事項を関係機関へ報告（通知・連絡）します。

(2) 県民への周知

県及び市町村は、自ら避難の指示を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、同報無線や広報車等による災害広報により住民、登山者、観光客等への周知を実施します。なお、避難の必要がなくなったときも同様とします。

4 指定避難所の開設

市町村は、被災者に対する救援措置を行うため、必要に応じて指定避難所を開設します。

(1) 指定避難所の開設場所

市町村は、災害の態様に応じて安全適切な場所を選定して指定避難所を開設します。ただし、緊急の場合は、自主防災組織等の判断により、あらかじめ指定された指定緊急避難場所に避難所を開設できるものとします。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ管理者の同意を得て避難所を開設します。

さらに、災害が長期にわたることが見込まれる場合には、要配慮者の生活環境を考慮して、介護保険施設や障害者支援施設等の福祉避難所としての指定や、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借上げる等、被災地以外の地域にあるものも含め、多様な避難所の確保に努めます。

(2) 避難所の周知

市町村長は、避難所を開設した場合においては、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊、海上保安庁等関係機関に連絡します。

(3) 避難所の運営管理

市町村は、避難所マニュアル策定指針を参考に、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び市町村職員で構成する避難所運営委員会を設置し、指定避難所等の円滑な運営管理を行います。また、運営方針を決定する段階から、男女のニーズの違い、要配慮者等の多様な視点が反映できるよう、十分配慮します。避難所の運営に当たっては、被災者に対する給水、給食措置などが円滑に実施できるよう努めるとともに、避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、県民、自主防災組織、災害救援ボランティア等の協力が得られるよう努めるものとし、ます。

県は、市町村長の要請に応じ、被災者を一時入所させるため、あらかじめ指定された施設以外の県立施設についても可能な範囲で提供するものとし、当該施設管理者は市町村長が行う避難所の設置運営に協力します。

市町村は、関係省庁等の支援と連携し、避難所マニュアル策定指針などを参考に、在宅での避難や車中泊など、様々な事情から避難所以外で避難生活を送る被災者の把握方法や、物資等の供給、健康確保などの方策について、地域の実情に応じて、検討に努めます。

5 避難路の通行確保と避難の誘導

市町村は、あらかじめ想定した避難路の安全確認を行うとともに、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう消防職員及び警察官の協力を得て、避難先への誘導に努めます。

また、県及び市町村は災害種別一般記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めます。

6 帰宅困難者への対応

- (1) 県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑止を図るとともに、滞り場所の確保等の支援に努めます。滞り場所の運営に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した運営に努めます。
- (2) 県及び市町村は、必要に応じて帰宅困難者用の一時滞在施設を開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、鉄道事業者への情報伝達等を行います。また、帰宅困難者に対して必要に応じて飲料水等を提供します。
- (3) 企業・事業所は、災害関連の情報を収集し、組織内に的確に伝達するとともに、施設利用者等が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内に留めるよう努めます。
- (4) 旅館、ホテル等の宿泊施設及びデパート、ホール等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じてあらかじめ定められた地域の指定避難所に誘導するものとし、ます。
- (5) 鉄道機関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じて県及び市町村の情報伝達等に基づき地域の指定避難所等を案内するものとし、ます。

7 多様な視点への配慮

県及び市町村は、避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営等に当たって、要配慮者や男女双方の視点などに十分配慮します。

第5節 箱根山及び富士山の個別対策

1 箱根山の避難対策

活動火山対策特別措置法に基づき、平成 28 年 2 月 22 日付けで神奈川県及び箱根町が火山災害警戒地域に指定されたことを受けて、県と箱根町は、活動火山対策特別措置法に基づく箱根山火山防災協議会を設置しています。

県及び箱根町は、箱根山火山防災協議会が策定した箱根山（大涌谷）火山避難計画に基づいて、避難対策を実施します。

箱根町は、突発的な噴火又は噴火警戒レベルの引き上げに伴い、住民、登山者、観光客等が避難を要する地域を指定し、伝達方法、避難方法、避難経路、指定緊急避難場所、指定避難所等を定めます。

(1) 突発的な噴火に伴う避難

ア 一次避難

住民等は、突発的な噴火が発生した場合、一次避難行動をとり、身の安全を確保します。

施設の従業員等は、施設の利用者や観光客等を誘導します。

箱根町は、防災行政無線、エリアメール、ラジオ等で避難指示の発令を伝達します。

イ 二次避難開始指示

箱根町は、噴火の状況や避難路の状況について箱根山火山防災協議会の助言を受け、二次避難行動の開始を防災行政無線、エリアメール、ラジオ等で伝達します。

ウ 二次避難

住民等は、各種施設及び自治会等の避難誘導により車両で二次避難場所へ避難します。

エ 三次避難

箱根町は、二次避難場所に集結した住民等を、町が用意するバス等で避難所又は鉄道駅へ移動させます。

(2) 噴火警戒レベル引き上げに伴う避難

ア 二次避難開始指示

箱根町は、防災行政無線、エリアメール、ラジオ等で噴火警戒レベルの引き上げに伴う、避難指示の発令を伝達します。

イ 二次避難

住民等は、各種施設及び自治会等の避難誘導により、速やかに車両、公共交通機関等により二次避難行動をとります。

住民以外の者は、各種施設及び自治会等の避難誘導により、速やかに車両、公共交通機関等で、避難対象地域から離脱します。

ウ 三次避難

箱根町は、二次避難場所に集まった住民のうち避難所に入る者を、自家用車又は町が用意するバス等で避難所へ移動させます。

(3) 交通規制等

関係市町村長は、気象庁が発表する噴火警戒レベルと連動し、交通規制等の防災対応を執る場合には、各レベルにおいてあらかじめ確認されている影響範囲を踏まえ、警察、消防機関等の協力を得て、住民、登山者、観光客等に対する交通規制等を実施します。なお、特に必要があると認めるときは、関係市町村長は、災害対策基本法第 63 条第 1 項の規定に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立ち入り制限や禁止を行うものとします。

交通規制等を行う場合、市町村及び警察、消防機関等は、規制区域内に住民、登山者、観光客等が立ち入らない等の誘導を実施するとともに、規制区域内に住民、登山者、観光客等が万が一取り残されていない等の安全を確認します。

関係市町村、警察、消防機関及び施設の管理者は、あらかじめ交通規制等や規制に伴う誘導等の

責任者を定めておき、交通規制等や規制に伴う住民、登山者、観光客等の避難誘導を円滑に実施できるようにします。

大涌谷周辺での噴火を想定した場合における各噴火警戒レベルに応じた影響範囲、規制箇所等については次のとおりです。

大涌谷周辺での噴火を想定した場合の防災対応

噴火警戒レベル (キーワード)	影響範囲	保全対象施設又は居住地域	規制箇所
5 (避難)	居住地域及びそれより火口側(想定火口域の中心から2.1km以遠)	強羅南エリア、強羅北エリア、仙石原エリア、湖尻エリア、姥子エリア及び早雲郷エリア	噴火状況に応じた地点 →居住地域内に線引きが必要
4 (高齢者等避難)			
3 (入山規制)	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺(想定火口域から700m程度まで)	姥子エリア、早雲郷エリア及び大涌谷エリア	・県道(姥子～早雲山)
2 (火口周辺規制)	火口から少し離れた所までの火口周辺(想定火口域の中心から半径530m・440mの楕円内)	大涌谷エリア	・大涌谷への県道分岐点 ・ロープウェイ姥子駅 ・ロープウェイ早雲山駅 ・想定火口域周辺に至る各登山道の入口
1 (活火山であることに留意)	火口内等(想定火口域内の一部地域)		状況に応じて ・研究路ゲート ・想定火口域内の各登山道

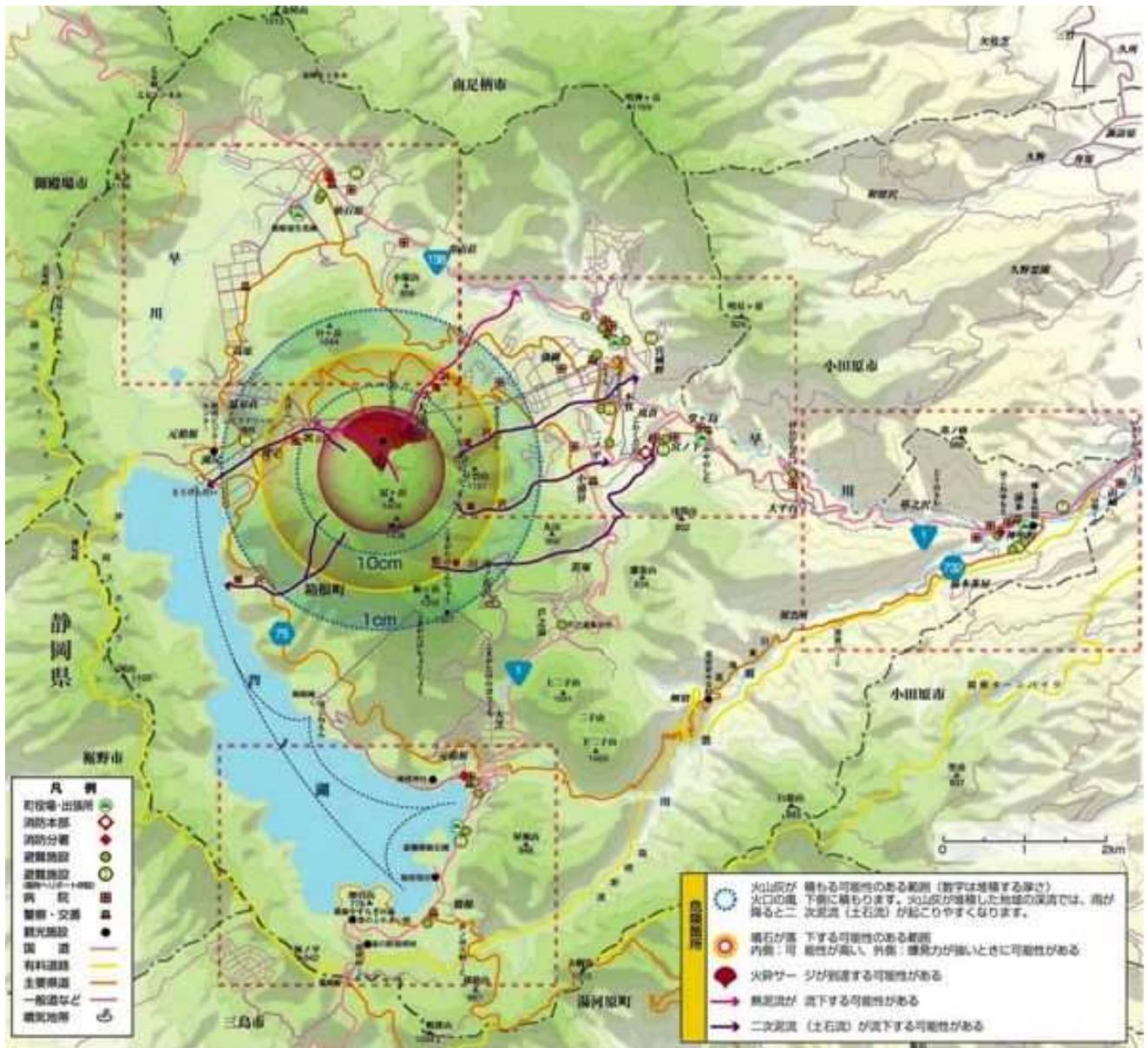
(4) 指定避難所の指定等

箱根町は、噴火の状況に応じた避難のため、町内に指定避難所等をあらかじめ指定するほか、避難の手段・経路を指定します。また、町内で避難者を収容できない場合は、県が他の市町村と調整し避難所を確保します。

(5) 避難確保計画の策定及び訓練の実施

箱根町が個別に指定する避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の策定・公表及び避難訓練等を実施し、策定した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について箱根町長に報告します。箱根町長は、避難確保計画の策定又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告を行い、施設所有者又は管理者の取組の支援に努めます。

(6) 箱根山火山防災マップ



2 富士山の避難対策

富士山火山防災対策協議会は、山梨県・静岡県・神奈川県及び3県内の関係市町村並びに関係機関の連携を確立し、平常時から富士山の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、富士山の火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として、平成24年6月に設置されました。

また、令和3年3月には、同協議会において「富士山ハザードマップ」が改定され、県内にも富士山噴火により溶岩流が到達する可能性が示されたことを受け、活動火山対策特別措置法に基づき、同年5月31日付けで神奈川県及び相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町の3市4町が火山災害警戒地域に指定されました。

県及び市町村は、富士山の火山活動状況や気象庁が発表する噴火警戒レベル等の火山防災情報を踏まえ、避難対策を実施します。

市町村は、噴火の状況に応じた的確な判断に基づく避難対策に努める必要があること、また、噴火活動は一定期間継続することや、その規模等が時間の経過に伴い変化するため、これらを踏まえた避難の拡大・縮小等が的確に実施できるようその方針を定める必要があることから、避難対策については、火山の活動状況に応じて、柔軟に実施するよう努めます。

(1) 降灰及び小さな噴石等からの避難の考え方

市町村は、降灰及び小さな噴石の対策については、気象庁が発表する降灰予報等を参考にして実施します。また、降灰可能性マップにおいて 30cm 以上の降灰が想定される範囲では避難準備を、2 cm 以上の降灰が想定される範囲(影響想定範囲)及び小さな噴石の影響想定範囲では屋内退避準備を呼びかけます。

(2) 溶岩流等からの避難の考え方

溶岩流等が到達する可能性がある市町は、ハザードマップを踏まえ、避難準備を呼びかけます。その後、火山活動の状況を踏まえ、状況に応じた避難の呼びかけを行います。

(3) 指定避難所の指定等

富士山火山災害警戒地域内の市町は、火山の活動状況に応じた避難のため、避難の手段・経路を指定するほか、指定避難所等の指定をあらかじめ検討します。

なお、特に必要があると認めるときは、関係市町村長は、災害対策基本法第 60 条第 1 項の規定に基づき住民、観光客等に対して避難の指示を行うものとします。

(4) 広域避難の調整

市町村は、大規模な災害の発生のおそれがある場合、市町村単独では住民の避難場所の確保が困難となり、当該市町村の区域外への避難、及び指定緊急避難場所や指定避難所の提供が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への住民の受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要する場合は、県に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができます。

県は、火山活動の状況、ハザードマップ、地理的要因や市町村から協議の要求や要望があった場合は、他の都道府県と協議を行い、山梨県及び静岡県と連携し、県内への避難者の受入れを調整します。

県は、避難者の保護のために必要な場合は、指定公共機関や指定地方公共機関(運送事業者等)に対して、避難者の運送を要請又は指示します。

県は、県内の他の市町村への避難について、市町村から求めがあった場合、助言を行うほか、県外の市町村への避難に関して、必要に応じて国に助言を求めます。

(5) 交通規制等

関係市町村長は、気象庁が発表する噴火警戒レベルを踏まえ、必要に応じて、警察、消防機関等の協力を得て、住民、登山者、観光客等に対する交通規制等を実施します。なお、特に必要があると認めるときは、関係市町村長は、災害対策基本法第 63 条第 1 項の規定に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立ち入り制限や禁止を行うものとします。

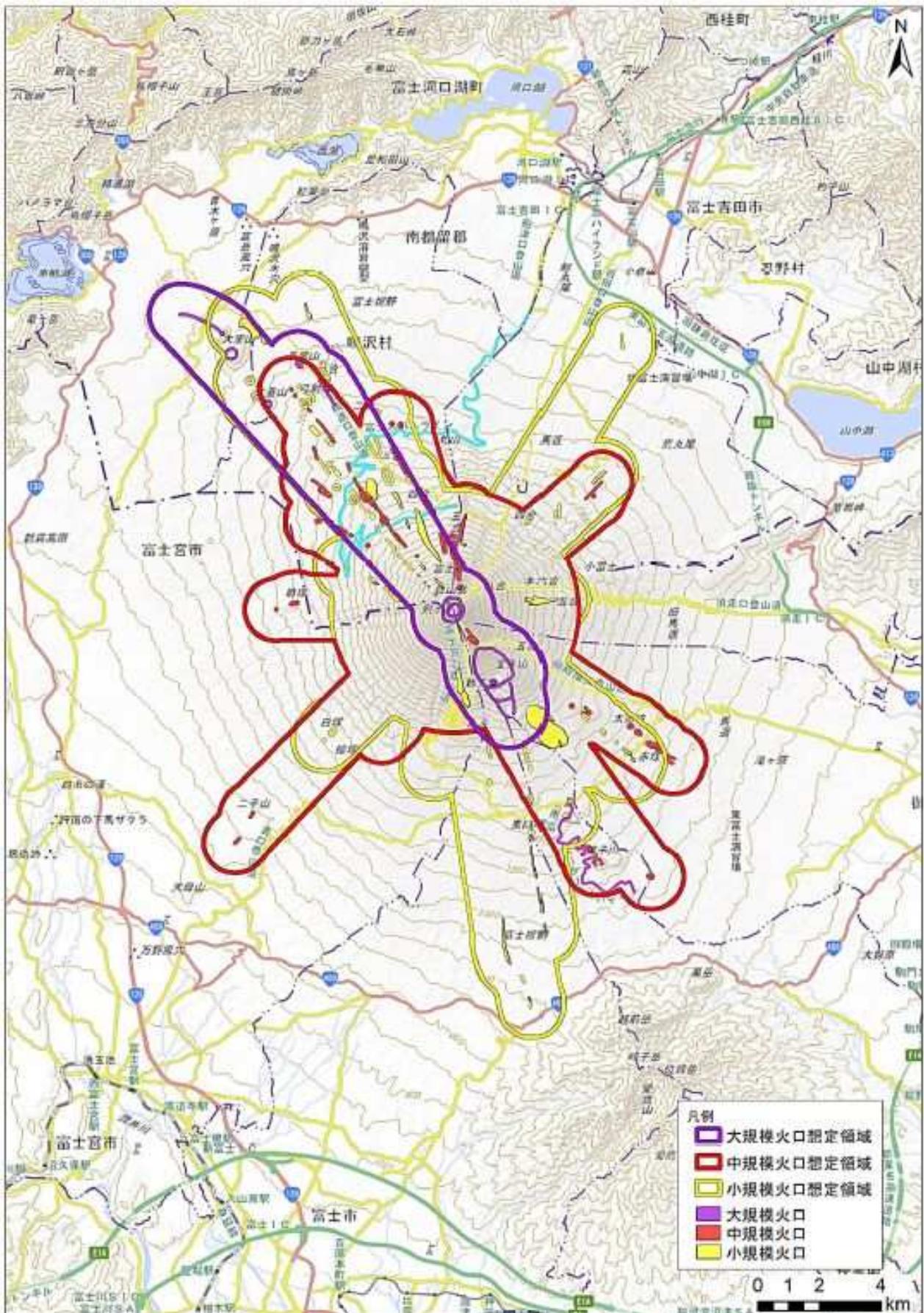
交通規制等を行う場合、市町村及び警察、消防機関等は、規制区域内に住民、登山者、観光客等が立ち入らない等の誘導を実施するとともに、規制区域内に住民、登山者、観光客等が万が一取り残されていないか等の安全を確認します。

関係市町村、警察、消防機関及び施設の管理者は、あらかじめ交通規制等や規制に伴う誘導等の責任者を定めておき、交通規制等や規制に伴う住民、登山者、観光客等の避難誘導を円滑に実施できるようにします。

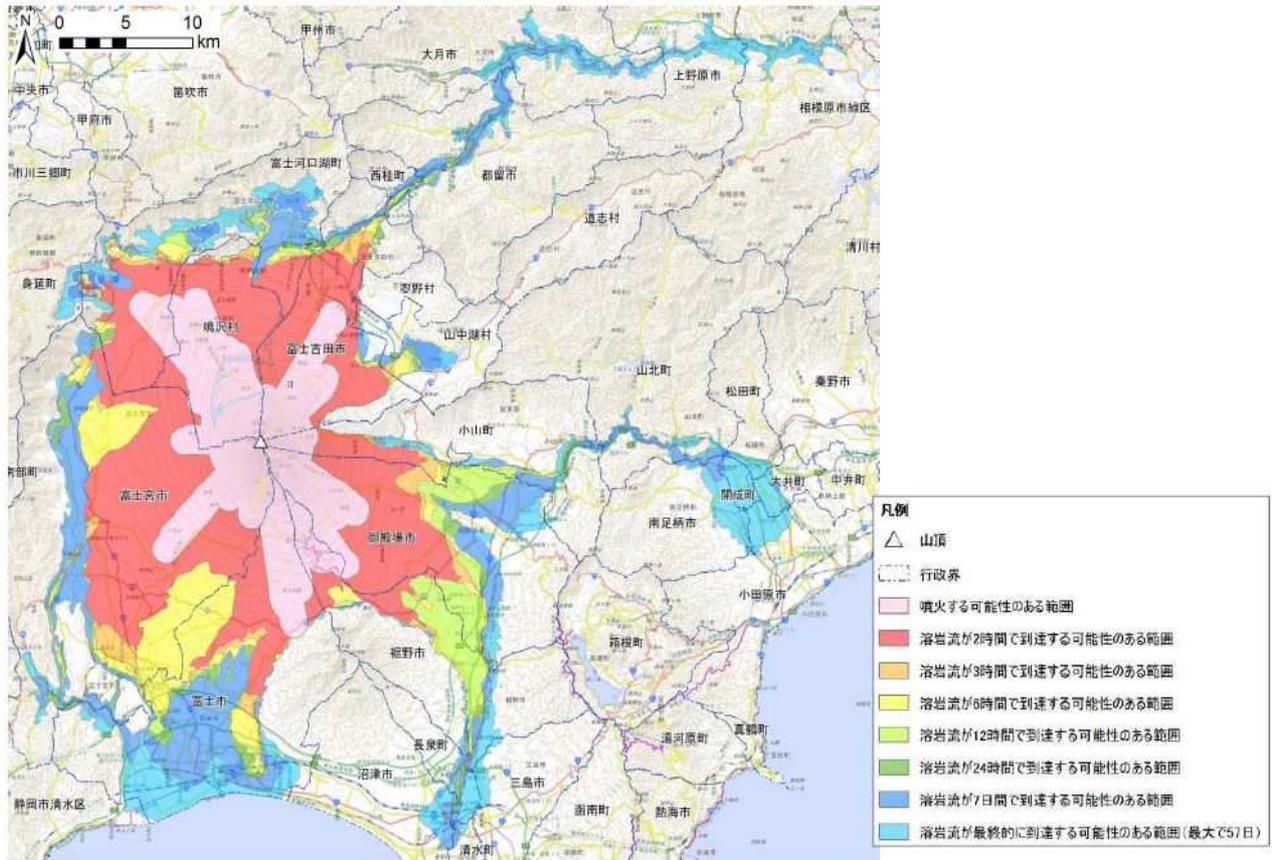
(6) 避難確保計画の策定及び訓練の実施

火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められ、火山災害警戒地域内の市町が個別に指定した避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の策定・公表及び避難訓練等を実施し、策定した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について当該市町村長に報告します。報告を受けた市町村長は、避難確保計画の策定又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告を行い、施設所有者又は管理者の取組の支援に努めます。

(7) 想定される主な火山現象等
 ア ハザードマップ（想定火口範囲）



イ ハザードマップ（溶岩流可能性マップ）



ウ ハザードマップ（降灰可能性マップ）



第6節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

災害発生後、特に初期には、救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要があり、そのため一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保します。

また、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空の様々な手段を利用し、緊急輸送ルート確保に努めるなど総合的な緊急輸送を実施します。

1 交通の確保

(1) 被災地域等の交通規制の実施

ア 県警察

(ア) 危険防止及び混雑緩和の措置

被害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施して、県及び道路管理者と協力し、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行います。

(イ) 災害発生時の交通規制等

災害発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要があります。

a 緊急交通路確保のための交通規制

災害発生後、特に初期には、負傷者の救出救助等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限します。

b 道路管理者等への通知及び要請

緊急交通路を確保するための通行の禁止又は制限を行う場合、関係公安委員会、道路管理者等への通知を速やかに行います。

また、緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときに必要と認める場合は、道路管理者等に対し、その道路の区間において車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行うことを要請します。

c 警察官の措置

緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときは、必要に応じ当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行います。

イ 自衛官及び消防吏員

災害派遣を命じられた部隊の自衛官又は消防吏員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなど必要な措置を命令するほか、相手方がその現場にいない場合は、当該措置を行います。

当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知します。

ウ その他

道路管理者は、「緊急輸送道路管理マニュアル」に基づき、通行規制や応急啓開等必要な対策の実施について、県警察、交通機関への連絡を行います。

(2) 交通情報の収集等

ア 交通情報の収集

県警察は、緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ等を活用し、情報を収集します。

イ 交通情報の広報

県警察は、交通規制を実施した場合、規制標識板、立看板、携帯用拡声器等を利用して、積極的な現場広報に努めます。また、広報担当官は、テレビ、ラジオ、広報車等様々な広報媒体を使用して周知に努めるほか、航空機による広報、あるいは、必要に応じて市町村の協力を求めます。

(3) 道路の応急復旧等

ア 国土交通省関東地方整備局は、管理する国道について早急に被害状況及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡視を実施するとともに道路モニター等からの道路情報の収集に努めます。この情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の処置を行い緊急輸送路の確保に努めるとともに、除灰作業や応急復旧工事を速やかに行い、緊急輸送路としての機能確保に努めます。

また、他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示します。その場合、緊急輸送路の確保を優先します。

イ 道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省関東地方整備局、災害対策本部等に報告するほか、備蓄基地を活用して、火山灰等の火山砕屑物の除去のほか障害物の除去、応急復旧等を行い、道路の機能の確保に努めます。

ウ 路上の障害物等の除去について、道路管理者、県警察、市町村消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとります。

2 緊急輸送

(1) 県の緊急輸送

県は、車両、船舶、ヘリコプター及び鉄道車両による輸送手段を状況に応じ確保します。

(2) 市町村の緊急輸送

市町村は、地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼します。

(3) 防災関係機関の緊急輸送

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行います。

第7節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

1 被災者等への情報提供

(1) 県及び市町村

県及び市町村は、被災者のニーズを十分把握し、火山災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。なお、その際、高齢者、障害者等の要配慮者、観光客、在日外国人、訪日外国人等に配慮した伝達を行います。

(2) 報道機関との連携

情報伝達に当たっては、被災者が必要とする情報を十分把握し、防災行政無線、掲示板、広報紙、インターネット等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て的確に提供するように努めます。

(3) 集配郵便局等

被災者等に対して、「災害時における相互協力に関する覚書」に基づいて、県や市町村から提供された情報を必要に応じて広報します。

(4) 防災関係機関

それぞれの機関で定めた災害時の広報計画に基づき、被災者や利用者への広報を実施します。

2 災害相談の実施

(1) 相談活動の実施

ア 県及び市町村は、被災者から寄せられる生活上の不安や要望に応えるため、相互に連携して、臨時相談所を開設して被災者の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、その早期解決に努めます。

イ 相談等は、職員のみならず、関係機関、弁護士等専門家及び通訳ボランティアの協力のもと、女性や外国人等への対応についても配慮しながら、広域的かつ総合的に行います。

(2) 相談業務の内容

災害相談の内容は、災害時から避難救援期における行方不明者や避難所、救援食料・水・衣類等の問い合わせへの対応、応急復旧期の避難所生活や心の悩み相談、仕事の再開相談、復興期の住宅や事業所の再建相談等、幅広く対応して早期解決を図り、生活の安定を支援します。

3 物価の安定、物資の安定供給

県及び市町村は、食料をはじめとする生活必需物資等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め・売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行います。

県は、県民が落ち着いた消費行動がとれるよう、生活必需物資の供給状況等について、必要な情報提供に努めます。

第4編 雪害対策編

大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による孤立などの雪害対策について、必要な事項を定めます。

なお、雪害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編で定める事項を準用します。

第1章 災害予防

第1節 災害応急対策への備え

1 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 県、市町村及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図ります。 [関係局]
- (2) 県警察は、信号機、交通情報板、交通管制センター等交通管制施設について、雪害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制の整備を図ります。 [関係局]

2 災害情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 県は、関係機関との情報収集・連絡体制の整備を図ります。 [くらし安全防災局]
- (2) 県警察は、県、消防機関、関係機関等との間における情報収集・連絡体制の整備を図ります。 [警察本部]
- (3) 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。 [政策局、くらし安全防災局]
- (4) 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。 [関係局]
- (5) 市町村は、平常時から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じて、消防機関・自主防災組織・近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うよう努めます。
- (6) 県及び市町村は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るよう努めます。 [くらし安全防災局]

3 救助・救急活動

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努めます。

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 災害発生直前の対策

1 雪害に関する警報等の伝達

- (1) 横浜地方気象台は、県内が大雪の現象に伴う災害及び被害の発生するおそれのある場合、警報又は注意報を発表し、県民や防災関係機関に警戒又は注意を喚起します。また、24時間体制をとっている県くらし安全防災局では、直ちに防災行政通信網を通じて、県及び市町村等の必要な機関に伝達します。
- (2) 市町村、放送事業者等は、伝達を受けた警報等を市町村防災行政無線等により、住民等への伝達に努めます。なお、市町村は、大雪、暴風雪特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達します。

2 警報の発表に伴う配備体制

- (1) 県は、横浜地方気象台から県内に大雪警報、暴風雪警報が発表された場合、警戒体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。
- (2) 県警察は、大雪に関する警報等が発表された場合、所要の警備体制を確立して、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置をとります。
- (3) 市町村及び防災関係機関においても、それぞれが定めている配備計画に基づき事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を決定します。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するためには不可欠です。

県では、様々な種類の通信手段を活用することはもちろんのこと、映像情報等を利用して被害の規模や程度を推定し、その情報に基づき災害対策本部設置の判断をはじめ、国、市町村、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進めます。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 被害規模の早期把握のための活動

県、市町村及び防災関係機関は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たります。

(2) 災害発生による被害情報の収集・連絡

ア 市町村は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

イ 県警察は、被害規模の早期把握のため、天候の状況を勘案しながら必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。

ウ 県は、横浜市及び川崎市の、ヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。

エ 県は、市町村等から情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡します。

(3) 応急対策活動情報の連絡

- ア 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- イ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。
- ウ 県は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を、消防庁へ随時連絡します。

2 通信手段の確保

- (1) 県及び市町村は、災害発生時において、災害情報の連絡通信手段を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な要員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図ります。また、通信手段の確保について必要な措置を総務省に要請します。
- (2) 県は、災害時の県防災行政通信網の輻輳に対応するため、通信制限の措置を行う等により通信の運用に支障のないよう努めます。

3 各種通信施設の利用

(1) 警察通信設備の優先利用

県は、加入電話及び県防災行政通信網が使用不能になり、他に通信手段がないときは、災害対策基本法第 57 条の規定に基づく「警察通信設備の優先利用等に関する協定」により、警察通信設備を優先的に利用します。

(2) 非常通信の利用

県、市町村及び防災関係機関は、加入電話及び防災行政通信網等が使用不能になったときは、あらかじめ定める計画に基づき関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用します。

(3) 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑・迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行います。

(4) 放送機関への放送要請

県は、災害対策基本法第 57 条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、加入電話及び県防災行政通信網が使用不能になったときは、放送機関に対し、連絡のための放送を要請します。

(5) 自衛隊への要請

県は、十分な通信手段の確保が困難になったときは、通信確保の措置を自衛隊に要請します。

第3節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 国土交通大臣

(オ) 隣接都県知事等

(3) 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

(4) 災害対策本部を設置した場合の参集・配備

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部を設置した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(5) 国の非常（緊急）災害対策本部等への連絡及び協力要請

ア 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置された場合には、県は、国の現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。

2 市町村の活動体制

(1) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

(2) 市町村長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市町村災害対策本部を設置します。

(3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

3 広域的な応援体制

- (1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。
- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し、被災市町村を応援するよう指示します。
- (3) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 応急対策職員派遣制度に基づく応援要請
 - a 避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援
 - b 被災市町村が行う災害マネジメントの総括的支援
 - エ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

4 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事は、雪害の規模や収集した被害情報から判断し、人命又は財産の保護のため自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合には、防衛大臣又はその指定する者に対し、「自衛隊応援要請マニュアル」に基づき災害派遣を要請します。
- (2) 市町村長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。

この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。

なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第4節 除雪の実施、災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

1 除雪の実施

国、県、市町村及び道路管理者は、災害を防止するため、除雪を実施するものとします。
 なお、県管理道路については、凍雪害対策実施要領に基づき実施します。

2 災害の拡大防止

国、県及び市町村は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じるものとします。

3 二次災害の防止活動

国、県及び市町村は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとします。

資料

風水害編 4-2-4 凍雪害対策実施要領

第5節 救助・救急活動

1 県民及び自主防災組織の役割

県民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。

2 被災市町村による救助・救急活動

被災市町村は、その区域内における救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努め、必要に応じ、県又は他の市町村に応援を要請します。

3 被災地以外の市町村及び県の役割

被災地以外の市町村は、県又は被災市町村からの要請に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施します。

4 資機材等の調達等

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行します。

第6節 避難対策

1 避難誘導の実施

- (1) 市町村長は、災害の状況に応じて、人命の安全を第一に、必要に応じて避難情報の発令を行うとともに、積雪、融雪等の状況を勘案した適切な避難誘導を実施します。
- (2) 市町村は、避難誘導に当たって、指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めます。
- (3) 市町村は、情報の伝達、避難誘導の実施に当たって、要配慮者に十分配慮するよう努めます。
- (4) 市町村は、被災者に対する救援措置を行うため、必要に応じて指定避難所を開設します。
- (5) 市町村は、避難の情報の発令を行ったときは、防災行政無線等を通じて住民等に伝達するとともに、Lアラート（災害情報共有システム）を利用して情報を発信し、テレビ、ラジオ等を通じた住民への迅速な周知に努めます。

県は、市町村がLアラート（災害情報共有システム）を利用した情報発信を行えないときは、市町村に代わって行います。

2 帰宅困難者への対応

- (1) 県及び市町村は、必要に応じて帰宅困難者用の一時滞在施設を開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、鉄道事業者への情報伝達等を行います。また、帰宅困難者に対して必要に応じて飲料水等を提供します。
- (2) 企業・事業所は、災害関連の情報を収集し、組織内に的確に伝達するとともに、施設利用者等が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内に留めるよう努めます。
- (3) 旅館、ホテル等の宿泊施設及びデパート、ホール等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じあらかじめ定められた地域の避難所に誘導するものとします。
- (4) 鉄道機関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じて県及び市町村の情報伝達等に基づき地域の避難所等を案内するものとします。

第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1 交通の確保

(1) 被災地域等の交通規制の実施

ア 県警察

(ア) 危険防止及び混雑緩和の措置

災害発生時には、被害の状況を把握し、被災地域への流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施して、県及び道路管理者と協力し、危険箇所の表示、迂回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行います。

(イ) 災害発生時の交通規制等

災害発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要があります。

a 緊急交通路確保のための交通規制

災害発生後、特に初期には、負傷者の救出救助等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限します。

b 道路管理者等への通知及び要請

緊急交通路を確保するための通行の禁止又は制限を行う場合、関係公安委員会、道路管理者等への通知を速やかに行います。

また、緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときに必要と認める場合は、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、その道路の区間において車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行うことを要請します。

c 警察官の措置

緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときは、必要に応じ当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行います。

イ 自衛官及び消防吏員

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなど必要な措置を命令するほか、相手方が現場にいない場合は、当該措置を行います。

当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知します。

(2) 交通情報の収集等

ア 交通情報の収集

県警察は、緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ等を活用して情報を収集します。

イ 交通情報の広報

県警察は、交通規制を実施した場合、規制標識板、立看板、携帯用拡声器等を利用して、積極的な現場広報に努めます。また、広報担当者は、テレビ、ラジオ、広報車等様々な広報媒体を使用して周知に努めるほか、航空機による広報、あるいは、必要に応じて市町村の協力を求めます。

(3) 道路の応急復旧等

ア 国土交通省関東地方整備局は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、交通の危険を防止する必要がある場合は、一般車両の通行を禁止するなどの通行規制を行い、障害物の除去、除雪の実施、応急復旧等を行うとともに、他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示します。

その場合、緊急輸送ルートの確保を最優先に応急復旧等を実施します。

イ 道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省関東地方整備局、災害対策本部等に報告するほか、備蓄基地を活用して、障害物の除去、除雪の実施、応急復旧等を行い道路の機能の確保に努めます。

ウ 路上の障害物の除去、除雪の実施について、道路管理者、県警察、市町村消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとります。

エ 道路、河川等の維持管理者は、道路、河川等にある障害物の除去を行います。道路管理者は、災害対策基本法第76条の6第1項により、災害が発生した場合において、緊急通行車両の通行の妨げになる車両等を、区間を指定して、道路外の場所へ移動すること等の措置を命じることになります。県管理の道路、河川等については、県土整備局及び環境農政局が県警察又は消防、自衛隊の協力を得て、障害物の除去を行います。

(4) 鉄道交通の確保

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省関東運輸局に報告するとともに、除雪の実施、応急復旧等を行います。

2 緊急輸送

(1) 県の緊急輸送

県は、車両、船舶、ヘリコプター及び鉄道車両による輸送手段を状況に応じ確保します。

(2) 市町村の緊急輸送

市町村は、地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼します。

(3) 防災関係機関の緊急輸送

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行います。

第8節 被災者への的確な情報伝達活動

被災者への情報伝達活動

- 1 県及び市町村は、被災者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。なお、その際、高齢者、障害者等の要配慮者、観光客、在日外国人、訪日外国人等に配慮した伝達を行います。
- 2 情報伝達に当たっては、被災者が必要とする情報を十分把握し、防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て的確に提供するよう努めます。

第5編 船舶災害対策編

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生といった海上災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

なお、船舶対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編で定める事項を準用します。

第1章 災害予防

第1節 船舶の安全確保

1 船舶の安全な運行の確保

第三管区海上保安本部は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等に努めます。

2 船舶の安全確保

- (1) 関東運輸局は、危険物の運送条件、取扱方法、船舶の構造・設備等の規定の徹底を図ります。
- (2) 関東運輸局は、危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施します。
- (3) 関東運輸局は、船舶の構造設備等に係る海難事故防止の観点から、条約等の国際基準に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため、外国船舶の監督（ポートステートコントロール：P S C）の実施を積極的に推進します。

3 海上防災意識の向上

第三管区海上保安本部は、海事関係者等に対する海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止意識の向上に努めます。

4 海上規制及び指導の強化

第三管区海上保安本部は、被害の発生を未然に防止するため、次の規制及び指導を行います。

- (1) 海上交通の輻輳する海域における、巡視船艇等による交通整理及び航法指導等
- (2) 港湾における航行制限
- (3) 港内における工事・作業等についての規制
- (4) 危険物積載船舶等に対する規制

第2節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 第三管区海上保安本部は、関係機関への迅速・的確な情報提供体制を確立します。
- (2) 県は、第三管区海上保安本部との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。[くらし安全防災局]
- (3) 県警察は、県、第三管区海上保安本部、消防機関、港湾管理者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制の整備を図ります。[警察本部]
- (4) 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。
[政策局、くらし安全防災局]
- (5) 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。[関係局]

2 搜索、救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 搜索、救助・救急活動

- ア 第三管区海上保安本部は、搜索、救助・救急活動を実施するための船艇、航空機及び潜水器材等の資機材の整備に努めます。また、救助・救急活動に関して専門的知識・技能を有する職員の育成に努めます。
- イ 県警察は、搜索活動を実施するための、船舶、航空機、潜水用具セット、水中通話装置等の整備に努めます。[警察本部]

(2) 消火活動

第三管区海上保安本部及び沿岸消防機関は、平常時から連携を図り、消防体制の整備に努めます。

(3) 医療救護活動

- ア 県及び沿岸市町は、関係機関と協議の上、神奈川県保健医療救護計画に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努めます。[健康医療局]
- イ 沿岸市町は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。
- ウ 県は、沿岸市町の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。
[健康医療局]

3 訓練の実施

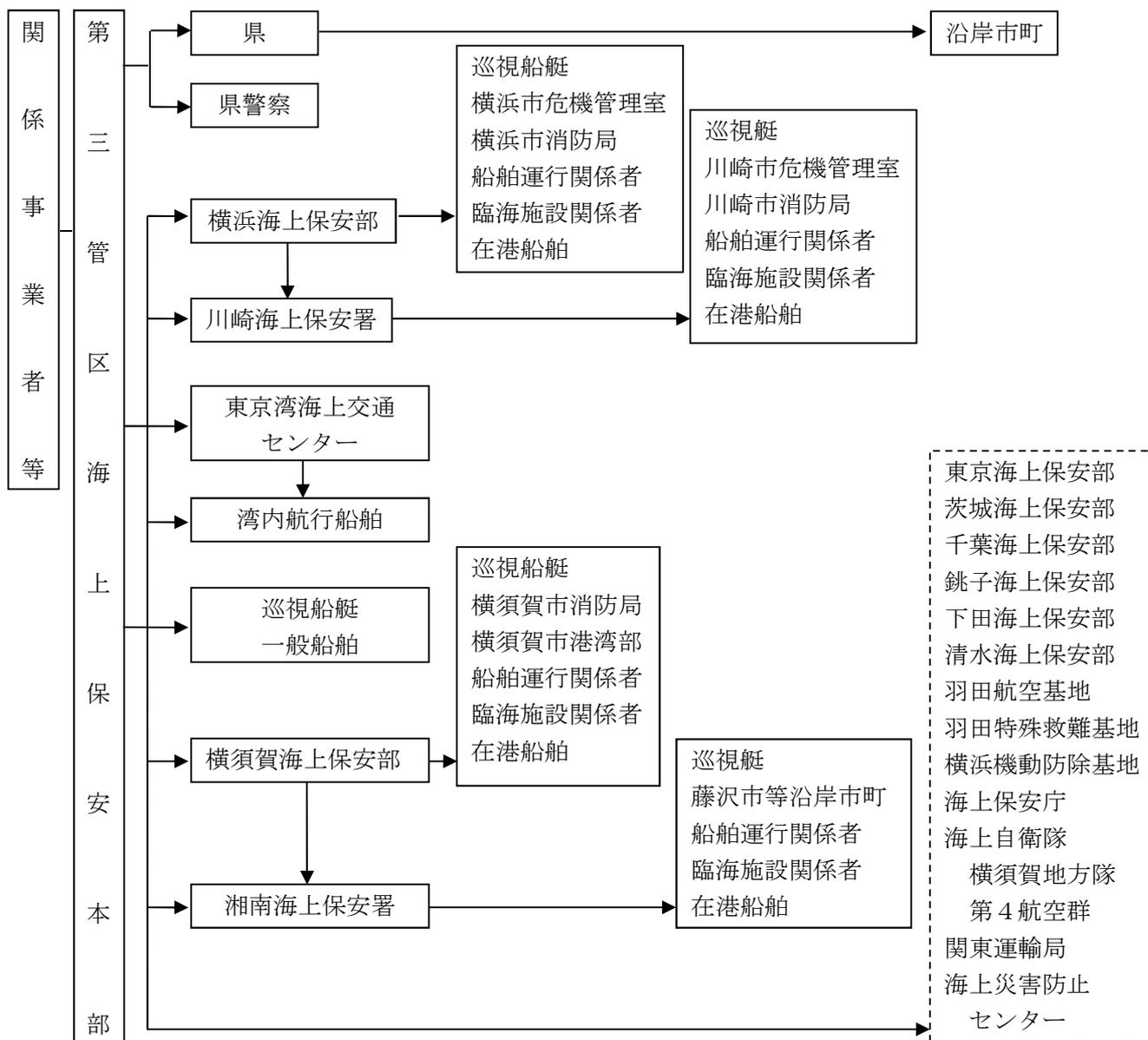
第三管区海上保安本部は、関係機関との連携のもとに、災害が発生したときの職員の呼集、警報等の伝達、海難救助、火災消火、排出油等の防除、人員・物資の緊急輸送等に関する訓練を年1回以上実施し、逐年その内容を高度なものにするよう努めます。

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 船舶事故情報の連絡

【船舶等の事故発生時の連絡系統図】



- (1) 関係事業者等は、大規模な船舶事故が発生した場合は、速やかに第三管区海上保安本部に連絡します。
- (2) 第三管区海上保安本部は、大規模な船舶事故が発生した場合、事故情報を県及び関係機関へ連絡します。
- (3) 県は、第三管区海上保安本部等から受けた情報を、関係沿岸市町、関係機関等へ連絡します。

2 大規模な船舶事故発生による被害情報の収集・連絡

- (1) 関係事業者は、大規模な船舶事故が発生した場合、その被害状況を第三管区海上保安本部に連絡します。
- (2) 沿岸市町は、被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- (3) 県警察は、船舶災害が発生した場合、警察用船舶、航空機等を活用し、直ちに被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。
- (4) 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。
- (5) 県は、沿岸市町等からの情報を収集するとともに、映像情報による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡します。

3 応急対策活動情報の連絡

- (1) 関係事業者は、第三管区海上保安本部に応急対策等の活動状況を連絡します。
- (2) 沿岸市町は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- (3) 県は、第三管区海上保安本部の応急対策等の活動状況を把握し、自ら実施する応急対策等の活動状況を沿岸市町に連絡します。
- (4) 県は、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を消防庁へ随時連絡します。

第2節 活動体制の確立

1 第三管区海上保安本部の活動体制

第三管区海上保安本部は、災害の状況に応じて速やかに、必要な職員を参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立します。

2 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急活動を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 事故対策本部の設置

県は、被害の規模から判断して、事故対策本部の設置に至らないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して、災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 海上保安庁長官

(オ) 隣接都県知事等

(4) 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センター（横須賀三浦地域、湘南地域、県西地域）に、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

(5) 災害対策本部を設置した場合の参集・配備

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部を設置した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部等への連絡及び協力要請

ア 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置された場合には、県は、国の現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。

3 県警察の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮所を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

4 沿岸市町の活動体制

- (1) 沿岸市町は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
- (2) 沿岸市町は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市町災害対策本部を設置します。
- (3) 沿岸市町は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

5 関係事業者の活動体制

- (1) 関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じます。
- (2) 関係事業者は、発災後、速やかに対策要員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部設置等必要な体制をとります。

6 広域的な応援体制

- (1) 沿岸市町長は、当該市町の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。
- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町を応援するよう指示します。
- (3) 知事は、沿岸市町長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請
- (4) 東京湾内における港湾及びそれに関連する沿岸施設等に大規模災害が発生した場合、東京湾消防相互応援協定に基づき、関係各都市の消防機関は、相互に応援協力をします。

7 自衛隊の災害派遣

- (1) 海上保安庁長官、第三管区海上保安本部長及び知事は、船舶災害の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。
- (2) 沿岸市町長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。

この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。

なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第3節 搜索、救助・救急、消火及び医療救護活動

1 搜索活動

第三管区海上保安本部、県警察、消防機関等は、船舶及び航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して搜索を実施します。

2 救助・救急活動

- (1) 事故を発生させた関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。
- (2) 第三管区海上保安本部は、被災者の救助・救急活動を行います。
- (3) 沿岸市町及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。

3 消火活動

- (1) 関係事業者等は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- (2) 第三管区海上保安本部又は沿岸市町は、船舶の火災を覚知した場合は、海上保安部と消防機関との業務協定に基づき、相互に直ちにその旨を通報し、協力してその機能を発揮し、消火活動を最も効果的に行います。

4 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、第三管区海上保安本部及び沿岸市町の要請に基づき、救護班を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

資 料

風水害編 5-2-3 海上保安部と消防機関との業務協定

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 第三管区海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止します。
- 2 県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。
- 3 県は、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段を必要に応じ確保します。

第5節 災害広報の実施

県、市町村、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第6節 二次災害の防止活動

第三管区海上保安本部は、船舶災害により船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講じるとともに、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行います。また、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告します。

第7節 その他第三管区海上保安本部の措置

1 警報等の伝達

気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報を受けた場合、船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたとき、並びに船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報、水路通報、標識の掲揚及び船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知します。

2 情報の収集及び情報連絡

被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行います。

3 活動体制の確立

必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立します。

4 海難救助等

船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊によりその検索救助を行い、船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行い、危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒、火災発生の予防、船舶禁止措置又は避難勧告を行います。

5 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施します。

6 物資の無償貸与又は譲与

物資の無償貸与若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（平成18年1月31日国土交通省令第4号）に基づき、災害救助用物品を被害者に対して無償貸付けし、又は譲与します。

7 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、救助・救急活動等について支援をします。

8 排出油等の防除等

防除措置を講ずべき者への指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講じる必要があると認めるときは、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせ、危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生予防、航泊禁止措置又は避難勧告を行います。

また、特に必要があると認められるときは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき関係行政機関の長等に対し、防除措置等を要請します。

9 海上交通安全の確保

船舶交通の整理、指導及び制限又は禁止し、漂流物等の応急措置及びその措置を命じ又は勧告し、船舶への情報提供、水路の安全確保及び航路標識の復旧に努めます。

10 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇及び航空機により犯罪の予防・取締り及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行います。

11 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により犯罪の予防・取締り及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行います。

12 危険物の保安措置

危険物積載船舶に対する移動命令又は航空制限若しくは禁止を行い、危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止等必要な指導を行います。

第8節 特定非営利活動法人神奈川県水難救済会の措置

特定非営利活動法人神奈川県水難救済会は、第三管区海上保安本部をはじめ、関係機関からの協力を求められた場合、必要な応急措置の実施に協力するよう努めます。

第6編 油流出等海上災害対策編

船舶からの大規模な油等・危険物流出による著しい海洋汚染・大規模な火災等の発生といった海上災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

なお、油流出等海上災害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編で定める事項を準用します。

第1章 災害予防

第1節 船舶の安全確保

1 船舶の安全な運行の確保

第三管区海上保安本部は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等に努めます。

2 船舶の安全確保

- (1) 関東運輸局は、危険物の運送条件、取扱方法、船舶の構造・設備等の規定の徹底を図ります。
- (2) 関東運輸局は、危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施します。
- (3) 関東運輸局は、船舶の構造設備等に係る海難事故防止の観点から、条約等の国際基準に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため、外国船舶の監督（ポートステートコントロール：P S C）の実施を積極的に推進します。

3 海上防災意識の向上

第三管区海上保安本部は、関係者及び国民に対する海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止意識の向上に努めます。

4 海上規制及び指導の強化

第三管区海上保安本部は、被害の発生を未然に防止するため、次の規制及び指導を行います。

- ・ 海上交通の輻輳する海域における、巡視船艇等による交通整理及び航法指導等
- ・ 港湾における航行制限
- ・ 港内における工事・作業等についての規制
- ・ 危険物積載船舶等に対する規制

第2節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 第三管区海上保安本部は、関係機関への迅速・的確な情報提供体制を確立します。
- (2) 県は、第三管区海上保安本部や石油コンビナート事業者等との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。 [くらし安全防災局]
- (3) 県警察は、県、第三管区海上保安本部、消防機関、港湾管理者等関係機関との間における情報収集・連絡体制の整備を図ります。 [警察本部]
- (4) 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。 [政策局、くらし安全防災局]
- (5) 県、沿岸市町及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。 [関係局]

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

ア 第三管区海上保安本部は、救助・救急活動を実施するための船艇、航空機及び潜水器材等の資機材の整備に努めます。また、救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成に努めます。

イ 県警察は、捜索活動を実施するための、船舶、航空機、潜水用具セット、水中通話装置等の整備に努めます。 [警察本部]

(2) 消火活動

第三管区海上保安本部及び沿岸消防機関は、平常時から連携を図り、消防体制の整備に努めます。

(3) 医療救護活動

ア 県及び沿岸市町は、関係機関と調整のうえ、神奈川県保健医療救護計画に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]

イ 沿岸市町は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

ウ 県は、沿岸市町の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。

[健康医療局]

3 防除資機材の整備

- (1) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第39条の3に定める船舶所有者及び船舶の係留施設の管理者等は、油等が大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備します。
- (2) 第三管区海上保安本部は、関係機関との連携のもとに防除資機材の充実に努めます。
- (3) 県は、相模湾対策を含めて防除資機材の充実に努めます。 [くらし安全防災局]

4 訓練の実施

第三管区海上保安本部は、関係機関との連携のもとに、災害が発生したときの職員の呼集、警報等の伝達、海難救助、火災消火、排出油等の防除、人員・物資の緊急輸送等に関する訓練を年1回以上実施し、逐年その内容を高度なものにするよう努めます。

5 東京湾排出油等防除協議会等の措置

- (1) 東京湾排出油等防除協議会は、東京湾において大規模な排出油等事故が発生した場合、官民一体となって防除活動の総合的な調整を行うとともに、次の業務を行います。

東京湾排出油等防除計画の協議

- ア 東京湾排出油等防除計画の協議
- イ 管内協議会会員が行う防除活動の連携についての総合調整
- ウ 排出油等の防除に必要な資料の収集及び提供
- エ 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- オ その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

県及び関係市（横浜市、川崎市、横須賀市）は、協議会に参画し、防除活動に協力します。

- (2) 海上保安部署管内の排出油等防除協議会等は、その管内において排出油等事故が発生した場合の排出油等の防除活動について、必要な事項を協議し、その実施の推進を図り、次の業務を行います。

- ア 排出油等の防除に関する自主基準（防除活動マニュアル）の作成
- イ 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- ウ 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
- エ その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

資 料

- | | | |
|------|-------|---------------------|
| 風水害編 | 6-1-1 | 三浦半島・相模湾排出油等防除協議会会則 |
| 〃 | 6-1-2 | 東京湾排出油等防除協議会会則 |

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 油流出等海上事故情報等の連絡

- (1) 関係事業者等は、大規模な油流出等海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、速やかに第三管区海上保安本部に連絡します。
- (2) 第三管区海上保安本部は、大規模な油流出等海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報を、県及び関係機関へ連絡します。
- (3) 県は、「神奈川県油流出事故対策初動マニュアル」を策定し、これに基づき、第三管区海上保安本部等から受けた情報を、海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者、関係沿岸市町及び関係機関へ連絡します。
- (4) 海上保安庁は、大規模な油流出等海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を内閣総理大臣官邸（内閣官房）、関係省庁（内閣府、警察庁、防衛省、消防庁等）、関係都道府県及び関係指定公共機関に行います。

2 大規模な油流出等海上事故の発生による被害情報の収集・連絡

- (1) 関係事業者は、大規模な油流出等海上事故により被害が発生した場合、その被害状況を第三管区海上保安本部へ連絡します。
- (2) 沿岸市町は、流出及び被害の状況等の情報を収集するとともに、流出及び被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- (3) 県警察は、油流出等海上災害が発生した場合、警察用船舶、航空機等を活用し、直ちに被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。
- (4) 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。
- (5) 県は、沿岸市町からの情報を収集するとともに、映像情報等による流出及び被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡します。

3 応急対策活動情報の連絡

- (1) 関係事業者は、第三管区海上保安本部に応急対策等の活動状況を連絡します。
- (2) 沿岸市町は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- (3) 県は、第三管区海上保安本部の応急対策等の活動状況を把握し、自ら実施する応急対策の活動状況を沿岸市町に連絡します。
- (4) 県は、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を消防庁へ随時連絡します。

第2節 活動体制の確立

1 第三管区海上保安本部の活動体制

第三管区海上保安本部は、災害の状況に応じて速やかに、必要な職員を参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立します。

2 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急活動を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 事故対策本部の設置

県は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置に至らないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して、災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 海上保安庁長官

(オ) 隣接都県知事等

(4) 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センター（横須賀三浦地域、湘南地域、県西地域）に、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

(5) 災害対策本部を設置した場合の参集・配備

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部を設置した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。現地災害対策本部長は、同様に職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部等への連絡及び協力要請

ア 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置された場合には、県は、国の現地災害対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。

3 県警察の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮所を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

4 沿岸市町の活動体制

- (1) 沿岸市町は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
- (2) 沿岸市町は、油等が大量に流出し、又は大量流出のおそれがある場合、事故の規模、予想される被害等により、必要と認められるときは、被害が発生する前の警戒段階から、警戒本部等を設置して、県及び関係機関と連携して迅速・的確な対応ができる体制をとります。
- (3) 沿岸市町は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市町災害対策本部を設置します。
- (4) 沿岸市町は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

5 関係事業者の活動体制

- (1) 関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じます。
- (2) 関係事業者は、発災後、速やかに対策要員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部設置等必要な体制をとります。

6 広域的な応援体制

- (1) 沿岸市町長は、当該市町の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。
- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町を応援するよう指示します。
- (3) 知事は、沿岸市町長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 相互に応援協定を締結している九都府県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請
- (4) 東京湾内における港湾及びそれに関連する沿岸施設等に大規模災害が発生した場合、東京湾消防相互応援協定に基づき、関係各都市の消防機関は、相互に応援協力をします。

7 自衛隊の災害派遣

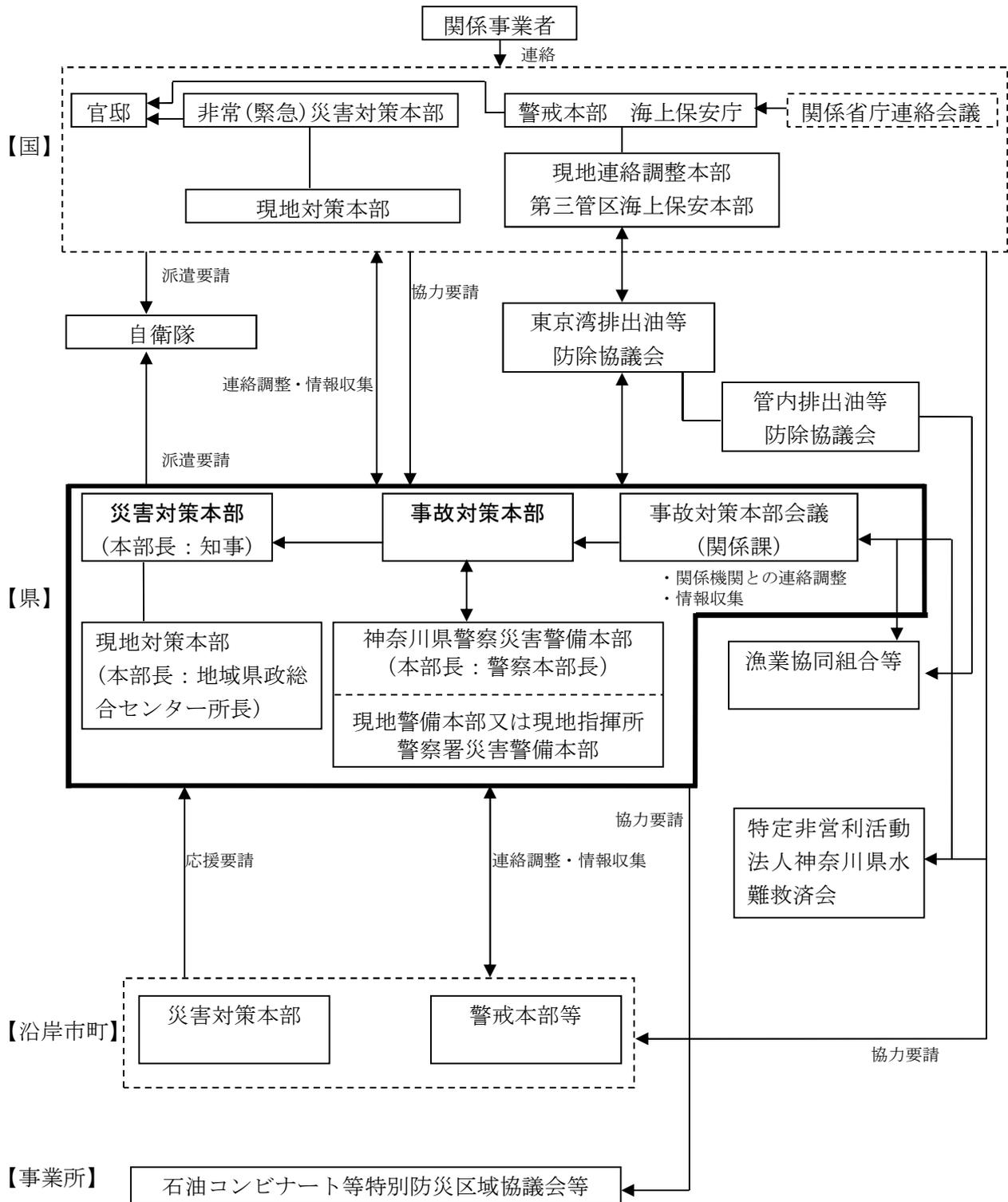
- (1) 海上保安庁長官、第三管区海上保安本部長及び知事は、船舶災害の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。
- (2) 沿岸市町長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。

この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。

なお、沿岸市町長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

【海上の大規模油流出対策フロー】

【関係事業者】



(事故対策本部会議)

事務局 危機管理防災課

メンバー 消防保安課、工業保安課、基地対策課、大気水質課、資源循環推進課、自然環境保全課、水産課、医療課、生活衛生課、砂防海岸課、教育局総務室等

(その他事故対策本部長が必要と認める室課)

第3節 油等の大量流出に対する応急対策

1 防除措置

- (1) 海上事故により大量の油等が流出した場合、事故の原因者は、防除措置を講じます。
- (2) 第三管区海上保安本部は、海上事故により油等が流出した場合、応急的な防除活動を行い、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに、流出の原因者等が必要な措置を講じていない場合は、措置を講じるよう命じます。
- (3) 第三管区海上保安本部は、大量の油等の流出等があった場合、原因者側の対応が不十分なときは、自ら防除を行う等被害を最小限に食い止めるための措置を講じます。
- (4) 指定海上防災機関は、海上保安庁長官の指示又は事故の原因者からの委託により油等防除措置を実施します。
- (5) 県警察は、警察用船舶及びヘリコプターによる海上パトロールを実施するほか、排出油等に対する沿岸部の警戒を行います。
- (6) 排出油等の処理に当たっては、海洋環境の保全に配慮して行います。

2 応援体制

- (1) 第三管区海上保安本部は、特に必要があると認められるときは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 41 条の 2 に基づき関係行政機関の長等に対し、排出された油等の除去等必要な措置を講じることを要請します。また、油等防除体制の整備に必要な情報を提供します。
- (2) 県及び沿岸市町は、必要に応じて、排出された油等の防除、沿岸に漂着した油等の除去及び回収した油の処理を行います。
- (3) 県は、第三管区海上保安本部からの協力要請に基づき、あらかじめ把握している油等防除資機材保有事業所・石油コンビナート等特別防災区域協議会等の事業所に、油等防除資機材の提供について協力要請を行います。
- (4) 沿岸市町は、油等防除活動を行うために必要な油等防除資機材の調達を県へ要請し、県は、これを受けて、他の市町村及び都道府県等に資機材の提供を求め、調整を行います。また、回収油等の一時保管場所の調査協力を行います。

第4節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

- (1) 事故を発生させた関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。
- (2) 第三管区海上保安本部は、被災者の救助・救急活動を行います。
- (3) 沿岸市町及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。

2 消火活動

- (1) 関係事業者等は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- (2) 第三管区海上保安本部又は沿岸市町は、海上の火災を覚知した場合は、海上保安部と消防機関との業務協定に基づき、相互に直ちにその旨を通報し、海上部の火災の場合は、沿岸市町は海上保安部の要請に基づき、沿岸部等の火災の場合は、協力してその機能を発揮し、消火活動を最も効果的に行います。

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、第三管区海上保安本部及び沿岸市長の要請に基づき、救護班を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

4 油等汚染鳥類の救護

県は、隣接都県と連携を図るとともに、獣医師会、動物園、(公財)日本野鳥の会等との連携を図り、情報の収集と伝達及び傷病個体の救護を迅速に行います。

第5節 避難対策

災害時には、沿岸市町、第三管区海上保安本部及び県警察は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難情報の発令等を行います。

第6節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 第三管区海上保安本部は、船舶交通の輻輳が予想される海域においては、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行います。
- 2 県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。
- 3 県は、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段を必要に応じて確保します。

第7節 災害広報の実施

県、市町村、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第8節 二次災害の防止活動

第三管区海上保安本部は、油流出等事故により船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講じるとともに、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行います。また、事故を発生させた船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告します。

第9節 その他第三管区海上保安本部の措置

1 警報等の伝達

気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報を受けた場合、船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたとき、並びに船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報、水路通報、標識の掲揚及び船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知します。

2 情報の収集及び情報連絡

被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行います。

3 活動体制の確立

必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立します。

4 海難救助等

船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊によりその捜索活動を行い、船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行い、危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒、火災発生の予防、航泊禁止措置又は避難勧告を行います。

5 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施します。

6 物資の無償貸与又は譲与

物資の無償貸与若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（平成18年1月31日国土交通省令第4号）に基づき、災害救助用物品を被害者に対して無償貸付けし、又は譲与します。

7 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、救助・救急活動等について支援をします。

8 排出油等の防除等

防除措置を講ずべき者への指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講じる必要があると認めるときは、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせ、危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生予防、航泊禁止措置又は避難勧告を行います。

また、特に必要があると認められるときは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき関係行政機関の長等に対し、防除措置等を要請します。

9 海上交通安全の確保

船舶交通の整理、指導及び制限又は禁止し、漂流物等の応急措置及びその措置を命じ又は勧告し、船舶への情報提供、水路の安全確保及び航路標識の復旧に努めます。

10 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行います。

11 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により犯罪の予防・取締及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行います。

12 危険物の保安措置

危険物積載船舶に対する移動命令又は航行制限若しくは禁止を行い、危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止等必要な指導を行います。

第10節 特定非営利活動法人神奈川県水難救済会の措置

特定非営利活動法人神奈川県水難救済会は、第三管区海上保安本部をはじめ、関係機関からの協力を求められた場合、必要な応急措置の実施に協力するよう努めます。

第7編 航空災害対策編

航空運送事業者の運航する航空機、米軍機及び自衛隊機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

なお、航空災害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編で定める事項を準用します。

第1章 災害予防

第1節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 県は、国土交通省や航空運送事業者との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。
[くらし安全防災局]
- (2) 県警察は、県、空港管理者、航空運送事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制の整備を図ります。
[警察本部]
- (3) 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。
[政策局、くらし安全防災局]
- (4) 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。
[関係局]

2 搜索及び医療救護活動

- (1) 搜索活動
 - ア 県警察は、搜索活動を行うために必要な装備、資機材、車両等の整備に努めます。
[警察本部]
 - イ 第三管区海上保安本部は、搜索、救助・救急活動を実施するための船艇、航空機及び潜水器機等の資機材の整備に努めます。また、救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成に努めます。
- (2) 医療救護活動
 - ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。
[健康医療局]
 - イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。
 - ウ 県は、市町村の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。
[健康医療局]

3 東京航空局東京空港事務所の措置

東京航空局東京空港事務所は、航空機の墜落事故による災害の発生を未然に防止するため、次の予防措置を行います。

- (1) 航空に関する防災知識の普及
- (2) 安全運航の徹底を図るための指導・監督

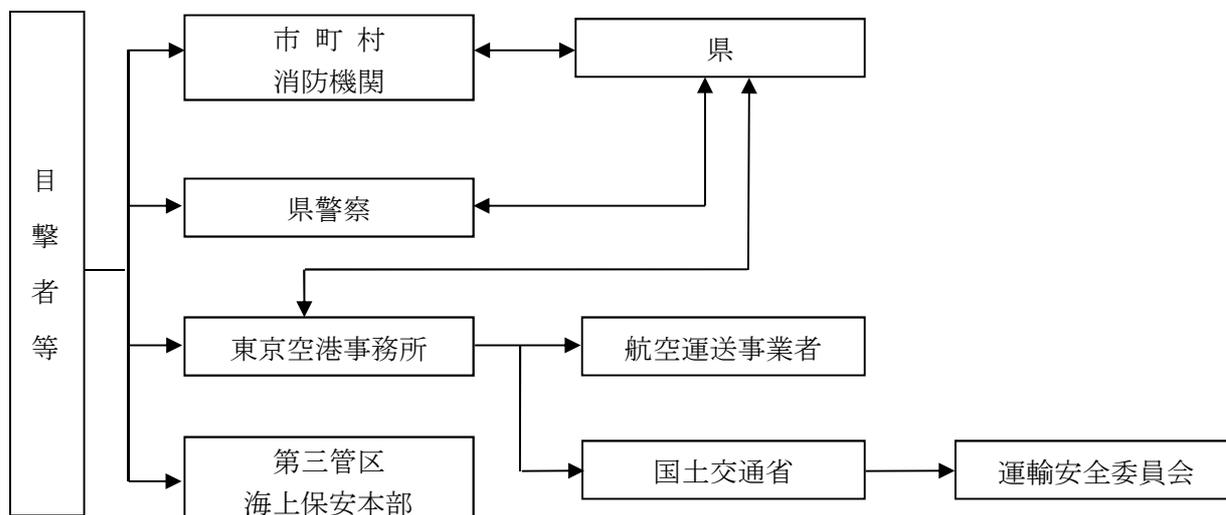
第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 航空事故情報の連絡

(1) 民間航空機

【民間航空機の事故発生時の連絡系統図】



ア 前記によるほか、航空運送事業者は、自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、直ちにその情報を国土交通省へ連絡します。

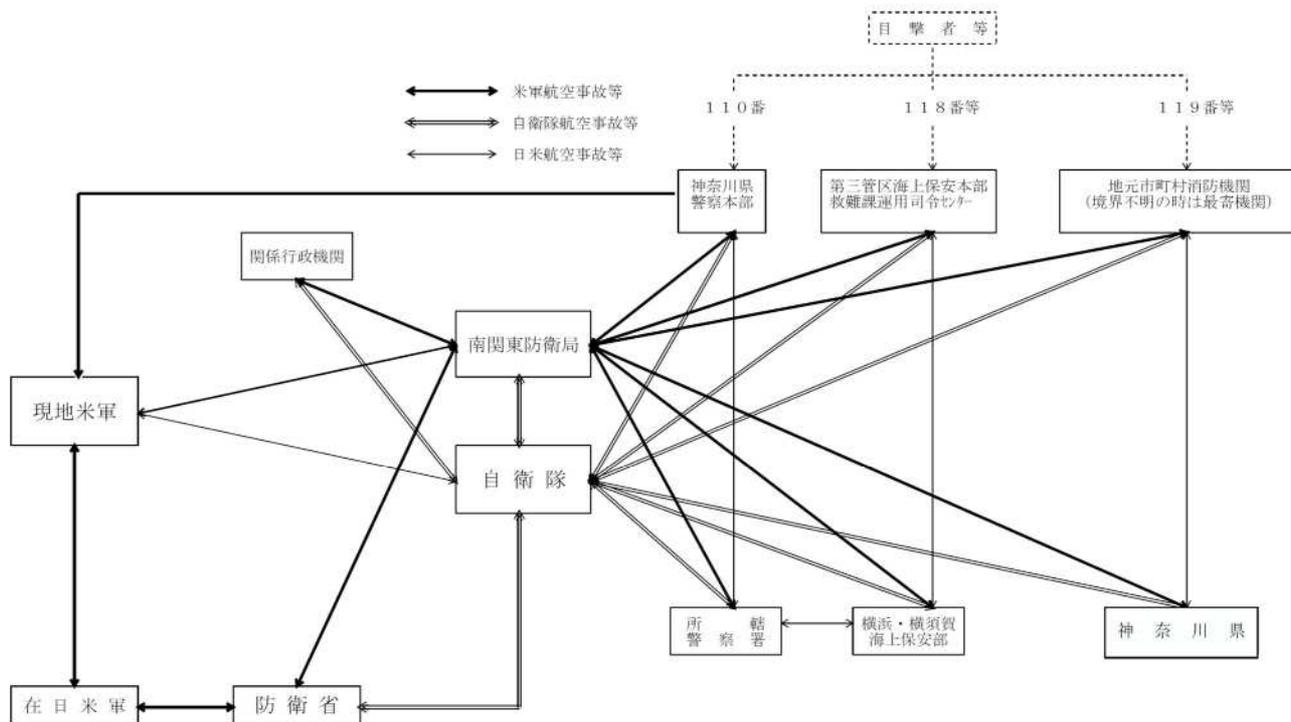
イ 国土交通省は、航空機の墜落等の大規模な航空事故が発生した場合は、事故情報等の連絡を内閣総理大臣官邸（内閣官房）、関係省庁（内閣府、警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁、気象庁等）、関係指定公共機関に行うほか、県に行います。

ウ 県は、国土交通省から情報を受けた場合、関係市町村、関係機関等へ連絡します。

(2) 米軍機又は自衛隊機

【米軍機又は自衛隊機の事故発生時の連絡系統図】
 (「航空事故等に係る緊急措置要領」 航空事故等連絡協議会)

航空事故等緊急連絡経路図



2 航空事故発生による被害情報の収集・連絡

- (1) 航空運送事業者は、自己の運航する航空機について事故が発生した場合には、その被害状況を把握できた範囲から直ちに国土交通省へ連絡します。
- (2) 市町村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- (3) 県警察は、航空災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させるとともに警察用船舶、航空機等を活用し、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じてヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。
- (4) 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。
- (5) 県は、市町村等からの情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、国土交通省、関係省庁に連絡します。

3 応急対策活動情報の連絡

- (1) 航空運送事業者は、国土交通省に応急対策等の活動状況を連絡します。
- (2) 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- (3) 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。
- (4) 県は応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を、消防庁へ随時連絡します。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急活動を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 事故対策本部の設置

県は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置に至らないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して、災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 国土交通大臣

(オ) 隣接都県知事等

(4) 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

(5) 災害対策本部を設置した場合の参集・配備

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部を設置した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部への連絡及び協力体制

ア 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置された場合には、県は、国の現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。

2 県警察の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮所を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

3 市町村の活動体制

- (1) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
- (2) 市町村長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市町村災害対策本部を設置します。
- (3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 関係事業者の活動体制

- (1) 関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じます。
- (2) 関係事業者は、発災後、速やかに対策要員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部設置等必要な体制をとります。

5 広域的な応援体制

- (1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。
- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示します。
- (3) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

6 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事又は東京空港事務所長は、航空機事故の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。
- (2) 市町村長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。

この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。

なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第3節 搜索、救助・救急、消火及び医療救護活動

1 搜索、救助・救急活動

- (1) 県警察及び消防機関は、ヘリコプターなどの多様な手段を活用し、相互に連携して搜索を実施します。
- (2) 東京空港事務所は、航空保安業務処理規程及び東京空港事務所各業務処理規程により搜索救難措置を行います。
- (3) 海上自衛隊第4航空群は、航空事故等連絡協議会規約に基づく「航空事故等に係る緊急措置要領」により、応急救助活動を行います。
- (4) 市町村及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。
- (5) 県警察は、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導活動を迅速に行います。

2 消火活動

- (1) 市町村は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- (2) 市町村は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行います。
- (3) 発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、東京航空事務所、海上自衛隊第4航空群及び地元市町村の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。
- 2 県は、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段を状況に応じて確保します。

第5節 災害広報の実施

県、市町村、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第8編 鉄道災害対策編

鉄道（軌道を含む）における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

なお、鉄道災害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編で定める事項を準用します。

第1章 災害予防

第1節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

(1) 県は、国土交通省や鉄道事業者との情報収集・連絡体制の整備を図ります。[くらし安全防災局]

(2) 県警察は、県、鉄道事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制の整備を図ります。

[警察本部]

(3) 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。

[政策局、くらし安全防災局]

(4) 県、市町及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。

[関係局]

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めます。

(2) 消火活動

鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めます。

(3) 医療救護活動

ア 県及び市町は、関係機関と調整のうえ、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。

[健康医療局]

イ 市町は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

ウ 県は、市町の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。[健康医療局]

3 鉄道事業者の措置

各鉄道事業者の災害予防対策の基本的事項は、次のとおりとします。

(1) 保安対策

橋りょう、高架橋、ずい道等構造物の点検補修を行うほか、CTC装置（PRC付加）の導入などにより、運転保安度の向上を行います。また、踏切道の立体化を推進するとともに、次の保安装置等を装備することにより、事故の未然防止に努めます。

ア 自動列車停止装置（A T S）

信号機が停止信号の場合、接近する列車の運転台に警報を表示し、自動的に列車が停止する機能です。

イ 自動列車制御装置（A T C）

走行列車の位置によって、後続列車の運転台に速度信号が表示され、自動的に速度を制御できる機能です。

ウ 列車無線装置

走行中の列車と地上で運行管理をしている輸送指令室及び駅と無線で連絡できるもので、列車の安全運行に必要な情報を相互に連絡・収集できます。

エ 障害物検知装置

踏切内に列車の進行を妨げる障害物があると、発光信号により、運転士に危険を知らせます。

(2) 事故対策訓練の実施

年1回事故想定訓練を実施するほか、車両火災予防運動、全国交通安全運動等各種運動期間中、職場ごとで防災対策に必要な訓練を実施します。

(3) 防災広報の充実

災害発生に伴う混乱を防止し輸送力を確保するため、「防災の日」等を重点に、駅及び車内放送設備並びに掲示器類により随時広報に努めます。

(4) 体制の整備

鉄道事業者は、それぞれの計画に基づき、事故発生時の活動体制及び情報連絡体制を整備します。

資 料

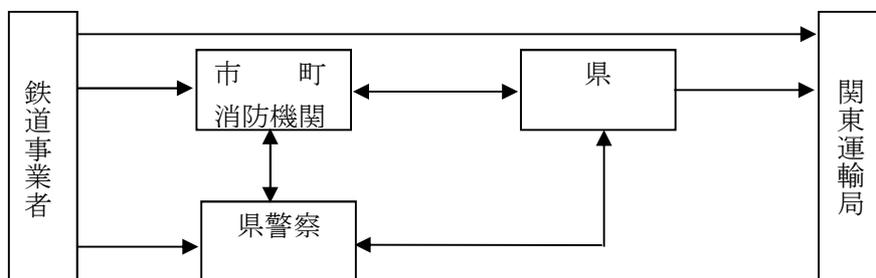
風水害編	8-1-1-(1)	神奈川県鉄道災害消防活動安全連絡協議会設置要綱
〃	8-1-1-(2)	鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定
〃	8-1-1-(3)	新幹線災害時における消防関係機関と鉄道事業者との連携に関する覚書

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 鉄道事故情報等の連絡

【鉄道の事故発生時の連絡系統図】



- (1) 大規模な鉄道事故が発生した場合、鉄道事業者は速やかに関東運輸局、県警察及び市町に連絡し、市町は県に、県は関東運輸局へ連絡します。
- (2) 関東運輸局は鉄道機関から受けた情報を県に連絡しますが、県は、関東運輸局からの情報を、関係市町、関係機関等へ連絡します。
- (3) 国土交通省は、大規模な鉄道事故が発生した場合、事故情報等の連絡を内閣総理大臣官邸（内閣官房）、関係省庁（内閣府、消防庁、警察庁、防衛省等）、関係都道府県及び関係指定公共機関に行います。

2 鉄道事故発生による被害情報の収集・連絡

- (1) 鉄道事業者は、被災状況を関東運輸局、県警察及び市町へ連絡します。
- (2) 市町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- (3) 県警察は、鉄道災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。
- (4) 県は、横浜市及び川崎市の、ヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。
- (5) 県は、市町等からの情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡します。

3 応急対策活動情報の連絡

- (1) 鉄道事業者、関東運輸局に応急対策等の活動状況を連絡します。
- (2) 市町は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- (3) 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町に連絡します。
- (4) 県は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を、消防庁へ随時連絡します。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 事故対策本部の設置

県は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置に至らないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して、災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 国土交通大臣

(オ) 隣接都県知事等

(4) 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

(5) 災害対策本部を設置した場合の参集・配備

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部を設置した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部等への連絡及び協力要請

ア 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置された場合には、県は、国の現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。

2 県警察の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮所を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

3 市町の活動体制

- (1) 市町は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
- (2) 市町は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市町村災害対策本部を設置します。
- (3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は、災害が広範囲にわたり、その他異常事態が発生した場合は、事故対策本部を設置し、状況に応じて現地対策本部を置き、応急措置又は応急復旧措置を講じ、被害を最小限に防止します。

5 広域的な応援体制

- (1) 市町長は、当該市町の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。
- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し、被災市町村を応援するよう指示します。
- (3) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

6 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事は、鉄道事故の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。
- (2) 市町長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。

この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。

なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

(1) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を最優先とし、続発事故の防止に万全の措置を講じるとともに、その救急措置及び復旧については、最も安全と認められる方法により、迅速・的確に行います。

なお、必要により県警察及び消防機関に出動、救援を要請します。

(2) 市町及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。

(3) 県警察は、鉄道災害が発生し、被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速に実施します。

2 消火活動

(1) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めます。

(2) 市町は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。

(3) 市町は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行います。

(4) 発災現場以外の市町村は、発災現場の市町からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、市町村及び鉄道機関の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急措置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1 鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めます。

2 県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。

3 県は、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保します。

第5節 災害広報の実施

1 鉄道事業者は、利用客に対し、駅及び車内放送設備並びに掲示器類により事故の状況、列車の運行状況を知らせるとともに誘導案内の徹底を図り、秩序の維持に努めます。

また、社会的影響を及ぼすおそれのある事故のときは、報道機関等へ通報します。

2 県、市町村、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第9編 道路災害対策編

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

なお、道路災害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編で定める事項を準用します。

第1章 災害予防

第1節 道路の安全確保

1 道路交通の安全のための情報の充実

- (1) 道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図ります。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路使用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図ります。 [県土整備局]
- (2) 県警察は、道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図ります。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図ります。 [警察本部]

2 道路施設等の整備

- (1) 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めます。 [県土整備局]
- (2) 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図ります。 [県土整備局]
- (3) 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めます。 [県土整備局]

第2節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 県は、国土交通省や道路管理者との情報収集・連絡体制の整備を図ります。
[くらし安全防災局、県土整備局]
- (2) 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実にに向けた検討を進めます。
[政策局、くらし安全防災局]
- (3) 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。
[関係局]

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。

(2) 消火活動

市町村は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めます。

(3) 医療救護活動

ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。
[健康医療局]

イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

ウ 県は、市町村の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。
[健康医療局]

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の連絡

ア 道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、速やかに国土交通省に連絡します。

イ 県は、国土交通省から受けた情報を、関係市町村、関係機関等へ連絡します。

ウ 国土交通省は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、事故情報等の連絡を内閣総理大臣官邸（内閣官房）、関係省庁（内閣府、消防庁、警察庁、防衛省等）、関係都道府県及び関係指定公共機関に行います。

(2) 道路災害発生による被害情報の収集・連絡

ア 道路管理者は、被災状況を国土交通省に連絡します。

イ 市町村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

ウ 県警察は、道路災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。

エ 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。

オ 県は、市町村等からの情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡します。

(3) 応急対策活動情報の連絡

ア 道路管理者は、国土交通省に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡します。

イ 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

ウ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。

エ 県は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁へ随時連絡します。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 事故対策本部の設置

県は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置に至らないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して、災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 国土交通大臣

(オ) 隣接都県知事等

(4) 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに県現地対策本部を設置します。

(5) 災害対策本部を設置した場合の参集・配備

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部を設置した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部等への連絡及び協力要請

ア 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地災害対策本部が設置されたときには、県は、国の現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。

2 県警察の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に関係警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

3 市町村の活動体制

(1) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

(2) 市町村は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市町村災害対策本部を設置します。

(3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 道路管理者の活動体制

- (1) 道路管理者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じます。
- (2) 道路管理者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部等必要な体制をとります。

5 広域的な応援体制

- (1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。
- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し、被災市町村を応援するよう指示します。
- (3) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

6 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事は、鉄道事故の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。
- (2) 市町村長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。

この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。

なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

- (1) 道路管理者は、県警察及び市町村と連携し、迅速・的確な救助・救急の初期活動を行います。
- (2) 市町村及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。
- (3) 県警察は、道路災害が通行量の多い道路において発生した場合、その他被害が拡大するおそれのある場合においては、立入禁止区域を設定するとともに、通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を迅速に実施します。

2 消火活動

- (1) 道路管理者は、県警察及び市町村と連携し、迅速・的確な初期消火活動を行います。
- (2) 市町村は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- (3) 市町村は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行います。
- (4) 発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、市町村の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。
- 2 道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、通行規制、県警察・交通機関への連絡その他必要な措置を講じます。
- 3 県は、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段を状況に応じて確保します。

第5節 危険物等の流出に対する応急対策

- 1 道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、避難誘導活動を行います。また、流出した危険物の特定後は直ちに防除活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めます。
- 2 消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行います。
- 3 県警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに、立入禁止区域を設定し、避難誘導活動を行います。

第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

- 1 道路管理者は、迅速・的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めます。
- 2 道路管理者は、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行います。
- 3 県警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講じます。
- 4 県警察は、災害発生後直ちに被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講じます。

第7節 災害広報の実施

県、市町村、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第10編 放射性物質災害対策編

原子力の利用、開発及び研究における指導及び監督は、防災対策を含めて原子力規制委員会等の国の所管となっており、原子力基本法をはじめとする原子力関係法令により、国、関係事業者等において対策が講じられていますが、核原料物質・核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）による災害の特殊性を考慮し、不測の事態に備えて円滑な対策活動の実施が図られるよう災害予防対策上及び災害応急対策上必要な事項を定めます。

放射性物質災害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編及び原子力災害対策計画で定める事項を準用します。

なお、神奈川県地域防災計画（原子力災害対策計画）の対象となる災害については、本編の対象から除きます。

〔取扱い・取締りに関する法令〕

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

第1章 災害予防

第1節 安全確保

1 放射性物質取扱事業所等に対する指導

(1) 市町村の指導

市町村は、放射性物質に係る安全管理の確保を図るため、放射性物質取扱事業者及び運搬事業者（以下「放射性物質取扱事業者等」という。）に対し、次の事項について指導します。

- ア 消防設備の設置、施設・機械類の自主点検整備等、自主保安体制の整備
- イ 従業員に対する防災教育及び操作員の教育訓練の実施
- ウ 自主防災体制の強化
- エ 消防計画の整備及び事故発生時の応急措置訓練の実施
- オ その他必要な事項

(2) 県警察の指示

県警察は、放射性物質取扱事業者等から放射性物質の運搬の届出を受けた場合において、災害の防止及び公共の安全を図るため必要があると認めるときは、運搬の日時、経路、その他必要な事項を指示します。

2 安全確保に関する協定等の締結

市町村は、放射性物質の取扱事業者と次の事項を盛り込んだ安全確保に関する協定等を締結し、災害対策の万全を期すよう努めます。

- (1) 放射性物質に係る安全確保の計画に関する事項
- (2) 事故発生時等の連絡通報体制に関する事項
- (3) 事故発生時等の応急措置に関する事項
- (4) その他必要な事項

3 放射性物質に関する教育及び知識の普及

(1) 消防防災担当職員の教育

県及び市町村は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、国その他関係機関と連携して、関係職員に対し次の事項について教育を実施します。 [くらし安全防災局]

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- イ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ウ 緊急時に県民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- エ その他必要と認める事項

(2) 県民に対する知識の普及・啓発

- ア 県、市町村は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、国その他関係機関と協力して、県民に対し、放射性物質に関する知識の普及・啓発に努めます。 [くらし安全防災局]
- イ 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めます。 [教育局]
- ウ なお、防災知識の普及・啓発に際しては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めます。 [関係局]

(普及・啓発の内容)

- (ア) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (イ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (ウ) 緊急時に県民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (エ) その他必要と認める事項

第2節 災害応急対策への備え

1 放射性物質災害に対する防災体制の整備

(1) 放射性物質取扱事業者等の防災体制の整備

ア 災害予防措置等の実施

- (ア) 放射性物質取扱事業者等は、原子力関係法令を遵守し、放射性物質に係る安全管理に最大の努力を払い、災害防止のために必要な措置をとるものとします。
- (イ) また、放射性物質取扱事業者等は、その職員に対して、防災に関する教育・訓練を積極的に行うとともに、県、市町村等との連携体制の確立を図り、必要に応じ、放射線測定用機器類の整備、充実に図るとともに、平常時における放射線量等の把握に努め、放射性物質防災体制の整備に万全を期します。

イ 緊急時体制の整備

放射性物質取扱事業者等は、火災等により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の緊急時に円滑・迅速な対応、措置がとれるよう、あらかじめ次の事項を含む体制の整備に努めます。

- (ア) 消防機関、警察等への通報連絡体制
- (イ) 消火、延焼防止の措置
- (ウ) 現場周辺への関係者以外の立入禁止措置
- (エ) 放射性物質の汚染拡大の防止及び除染の体制
- (オ) 放射線防護資機材の整備
- (カ) その他放射線障害の防止のために必要な事項

(2) 県及び市町村の防災体制の整備

ア 防災体制の整備

(ア) 県及び市町村は、放射性物質災害対策の迅速・的確な実施を図るため、平常時から相互の連携を図るとともに、放射性物質に係る防災体制の整備に努めます。 [くらし安全防災局]

(イ) 消防機関は、放射性物質取扱事業所等（放射性物質の事業所外の輸送中を含む）の火災等緊急時における円滑な消防活動の確保、消防隊の被ばく防止及び放射能汚染の防止等のため、消防活動体制の整備に努めます。

イ 放射性物質取扱事業所等の把握

県及び市町村は、放射性物質に係る防災対策を迅速・的確に行うため、放射性物質取扱事業所等の把握に努めます。 [くらし安全防災局]

2 情報伝達体制の充実強化

県及び市町村は、放射性物質災害発生時等、緊急時に必要な情報を迅速に受伝達できるよう、平常時から国及び防災関係機関を含めた相互の情報伝達体制の充実強化に努めるとともに、災害発生時に備え、通信設備等の充実確保に努めます。

また、夜間、休日の場合等においても対応できるよう、体制の整備を図ります。

[くらし安全防災局]

3 広報体制の整備

(1) 広報手段の整備

県及び市町村等は、放射性物質災害発生後の経過に応じ、周辺住民に提供すべき情報の項目について整理するとともに、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等要配慮者に対し、災害情報が迅速、かつ円滑に行えるよう、平常時から広報手段の整備に努めます。主な広報方法・手段は、次のとおりです。 [政策局、くらし安全防災局]

- ア 放送機関への放送要請による広報
- イ 報道機関を通じての広報
- ウ 市町村防災行政無線の同報無線による広報
- エ ヘリコプター等による広報
- オ 広報車等による広報

(2) 広報の内容

県、市町村等が放射性物質災害発生時に行う広報の内容は、次のとおりです。

[政策局、くらし安全防災局]

- ア 災害等の状況及び今後の予測
- イ 被害状況と応急対策の実施状況
- ウ 避難場所、避難方法
- エ 県民のとるべき措置及び注意事項
- オ その他必要な事項

4 放射能観測の実施

県は、放射能状況を把握するため県内各地域において、関係省庁と連携して観測を実施します。

県及び市町村は、関係機関と連携して、緊急時に備え、モニタリングのための要員及び機器の確保に努めます。 [くらし安全防災局、健康医療局]

5 救助・救急、消火及び医療救護活動

県、県警察及び市町村は、救助・救急、医療活動に必要な資機材等の把握・整備に努めます。

[健康医療局]

主な資機材は、次のとおりです。

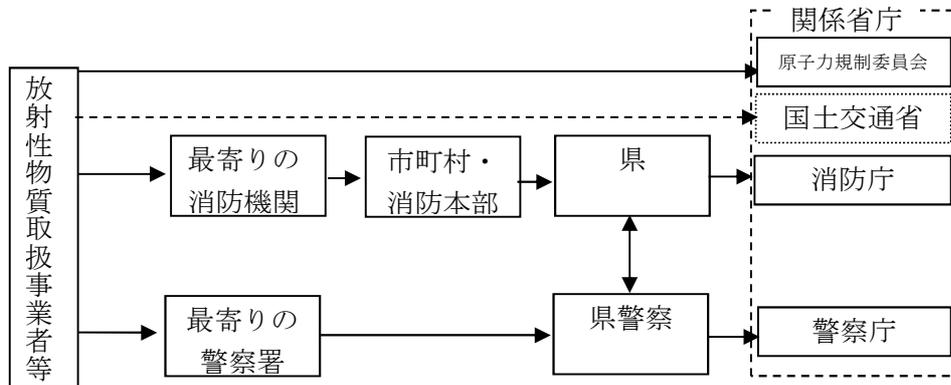
- (1) 体表面汚染を防ぐ放射線防護資機材
- (2) 内部被ばくを防ぐ放射線防護資機材
- (3) 救急救助用資機材
- (4) 医療資機材

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

【放射性物質取扱事業所等の事故発生時の連絡系統図】



(1) 事故情報等の連絡

- ア 放射性物質取扱事業者等は、事故が発生した場合、速やかに原子力規制委員会、消防機関及び県警察へ連絡します。なお、工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む）において事故が発生した場合は、国土交通省に連絡します。
- イ 県は、市町村及び県警察から受けた事故情報を消防庁及び関係機関へ連絡します。
- ウ 県は、原子力規制委員会、消防庁又は国土交通省からの情報を、関係市町村及び関係機関へ連絡します。

(2) 放射性物質取扱事業所等の事故発生による被害情報の収集・連絡

- ア 放射性物質取扱事業者等は、被害状況を消防機関、県警察及び原子力規制委員会に連絡します。なお、工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む）における事故の場合は、国土交通省に連絡します。
- イ 市町村は、被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- ウ 県警察は、被害規模の早期把握のための災害情報収集活動を行い、必要に応じて、ヘリコプターテレビによる映像情報の収集を行うとともに、災害対策本部室に配信します。
- エ 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。
- オ 県は、市町村等からの情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡します。

(3) 応急対策活動情報の連絡

- ア 放射性物質取扱事業者等は、原子力規制委員会（工場又は事業所の外において事故が発生した場合は、国土交通省）及び関係市町村に応急対策等の活動状況、被害状況等を定期的に文書により連絡します。
- イ 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況を関係市町村に連絡します。
- ウ 県は、応急対策の活動状況等を消防庁へ随時連絡します。

資料

風水害編 10-2-1 放射性物質輸送時の事故発生時の連絡系統図

第2節 活動体制の確立**1 県の活動体制****(1) 職員の配備体制**

県は、事故の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 災害対策本部及び警戒本部の設置

ア 知事は、放射性物質の漏洩等による事故の影響が周辺に及ぶおそれがある場合、事故の規模、予想される被害等により、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策本部又は警戒本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置し、情報収集や連絡調整を行うとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、必要と認める者に連絡します。

(3) 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

(4) 国への専門家の派遣要請等

ア 知事及び市町村長は、必要に応じ、専門家の助言、指導を得るため、関係省庁に対して、原子力関係の専門家又は専門知識を有する職員の派遣を求めるとともに、原子力関係機関に対し、必要な人員及び資機材の応援を要請します。

イ 県及び関係市町村は、国と協力し、救出・救助、立入制限、医療救護等各種災害応急対策に従事する者（以下「防災業務関係者」という。）の安全確保のための防護資機材の整備に努めます。

(5) 緊急救護体制

県は、国、市町村、医療機関等の協力を得て医療救護活動を行います。

2 県警察の活動体制

県警察は、放射性物質の漏洩の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮所を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立するとともに、県、関係市町村及び関係機関と連携して、次の応急対策を実施します。

- (1) 周辺住民等への情報伝達
- (2) 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け
- (3) 交通の規制及び緊急輸送の支援
- (4) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持
- (5) その他必要な措置

3 市町村の活動体制

- (1) 市町村は、放射性物質の漏洩等による事故の状況に応じ、県の体制に準じた体制をとります。

(2) 市町村は、災害応急対策上必要と認めるときは、次の応急対策を実施します。

- ア 救出救助・救急活動
- イ 消火活動
- ウ 医療救護活動
- エ 周辺住民等に対する災害広報
- オ 警戒区域の設定
- カ 周辺住民等に対する屋内退避、避難の指示、避難誘導
- キ 避難所の開設、運営管理
- ク その他必要な措置

(3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 県、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県医師会、神奈川県歯科医師会の活動

県、医師会及び歯科医師会は、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急措置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

5 神奈川県薬剤師会、神奈川県医薬品卸業協会の活動

県薬剤師会及び県医薬品卸業協会は、県、関係市町村又は医師会等から協力要請があった場合には、各地域薬剤師会及び各医薬品卸業協会員に要請し、医療救護活動に必要な医薬品等の確保に努めます。

6 広域的な応援体制

知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急処置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示します。

第3節 災害時の県民等への指示広報

1 県の措置

(1) 市町村等への情報提供

県は、火災等により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「緊急時」という。）は、関係市町村等が行う広報活動に必要な情報を随時提供します。

(2) 報道機関への放送要請

ア 県は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会横浜放送局、(株)オール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川及び横浜エフエム放送(株)に対し、次の広報を要請します。

- (ア) 事故等の状況及び今後の予測
- (イ) 被害状況と応急対策の実施状況
- (ウ) 県民のとるべき措置及び注意事項
- (エ) 他の機関からの広報依頼事項のうち必要と認められる事項
- (オ) その他必要な事項

イ 県は、「災害時等における報道協力に関する協定」に基づき、テレビ局、ラジオ局、新聞社に対し、被害状況、応急対策の実施状況等について、広報を要請します。

2 市町村の措置

市町村は、同報無線や広報車、協定を締結するケーブルテレビやミニFM放送局、自主防災組織と

の連携等により、周辺住民等に対して、次の事項に対して迅速に広報及び必要な指示を行います。

3 防災関係機関の措置

防災関係機関は、周辺住民のニーズを十分に把握し、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、住民及び利用者に対して、交通に関する情報、ライフラインに関する情報等について広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県、関係市町村及び報道機関に広報を要請します。

4 住民等からの問い合わせに対する対応

県及び市町村は、関係機関と連携して、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立します。

第4節 放射線測定体制の強化

1 県の措置

県は、必要に応じ国等の専門家の助言・指導を得て、関係機関とともにモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境への影響について把握するとともに、その結果を速やかに公表します。

2 市町村の措置

市町村は、放射能測定資機材の整備に努めます。

第3章 災害復旧

第1節 汚染物の除去

事故の原因者は、放射性物質による汚染を除去します。

第2節 各種制限措置の解除

県、市町村その他関係機関は、環境放射線モニタリング等による地域の汚染状況の調査等の措置が行われたのち、国の専門家の助言を踏まえ、各種制限措置の解除を行います。

第3節 安全の確認

県及び市町村は、国の専門家の安全確認を待つて事故対策を終息させます。

第11編 危険物等災害対策編

危険物、高圧ガス及び都市ガスの火災、爆発、漏洩・流出による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対する対策について必要な事項を定めます。

危険物等災害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編で定める事項を準用します。

第1章 災害予防

全国有数の工業県である本県は、多量、多種の危険物等が工場等に集積されているだけでなく、日夜輸送されています。

危険物等は、小事故であっても初期の対応を誤ると大災害になる危険性が大きく、事故が発生した場合に、その周辺の影響や危険物等の流出場所によっては、県民生活に大きな影響を及ぼすことにもなります。

これらの安全対策については、関係法令により規制・指導等を行っていますが、一層の安全対策が必要です。

国の機関、県、市町村及び防災関係機関は、危険物等の爆発漏洩等による災害の発生を防止するため、相互に連携を図り予防対策を推進します。

また、法令に規制されない未規制化学物質による災害防止対策も推進します。

〔関係法令〕

危険物……………	消防法
高圧ガス……………	高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
都市ガス……………	ガス事業法
火薬類……………	火薬類取締法
毒劇物……………	毒物及び劇物取締法

第1節 安全確保

1 施設等の安全確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、法令で定める技術基準を遵守し、県及び市町村は、製造施設、貯蔵所等に対する保安検査、立ち入り検査及び移動タンク貯蔵所に対する路上立ち入り検査を充実し、施設等の安全性の確保に努めます。

2 自主保安体制の整備

(1) 県、市町村及び事業者は協力して、次のとおり事業所の自主保安体制を整備します。

〔くらし安全防災局、環境農政局、健康医療局〕

- ア 危険物等事業所の容器（ボンベ等）の流出防止並びに流出した容器の回収、禁水性物質の浸水対策措置及び係留船舶の安全対策措置など、防災対策の充実
- イ 科学消火薬剤等の資機材の整備充実
- ウ 緊急停止のための措置の策定など、危険物等事業所の保安管理体制の充実
- エ 保安用設備等の機能確保等の緊急時の応急体制の充実
- オ 高圧ガス等特殊災害に対する相互応援体制の充実

カ 危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物関係団体の組織の育成

- (2) 都市ガス事業者は、工事の指導監督組織を充実し、特に地下工事については、事前打合せ、連絡体制の充実等万全な保安体制を整えます。

3 保安意識の向上、訓練

県、消防機関及び事業者は協力して、次のとおり教育及び訓練等の充実を図ります。

- (1) 各種講習会、研修会の充実
- (2) 危険物安全週間等、各種安全週間の充実
- (3) 事業所における危険物等の火災、漏洩等を想定した防災訓練の実施
- (4) 移動途上での災害を想定した訓練の充実
- (5) 都市ガス事業者は、消防機関及び地下街管理者と協力して、地下街等合同防災訓練等を充実

また、県は事業者や関係団体の表彰や危険物保安活動に対する評価を通じて、保安意識の向上に努めます。[くらし安全防災局]

4 消費者の安全対策

液化石油ガス及び都市ガス事業者は、関係機関と協力して、消費者の事故防止対策として、安全設備の普及を推進し、保安教育を充実します。

資 料

風水害編 11-1-1 都市ガス事業者の災害予防・災害応急対策

第2節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 県は、関係行政機関や関係事業者との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。[くらし安全防災局]
- (2) 県警察は、県、消防機関、危険物管理者等の関係機関との間における情報収集・連絡体制の整備を図ります。[警察本部]
- (3) 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。[政策局、くらし安全防災局]
- (4) 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。[関係局]

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。

(2) 消火活動

ア 県は、危険物等に起因する火災を鎮圧するため、県が購入した化学消火薬剤の備蓄及び管理を市町村長に委託し、市町村は、消火薬剤を必要とする火災が発生した場合には、一時的には当該市町村長が保有する消火薬剤を使用し、これに不足をきたしたときは、受託した消火薬剤を購入年度の古いものから使用します。[くらし安全防災局]

イ 市町村は、化学消防力の強化を図ります。

ウ 市町村は、平常時から消防本部、消防団及び自営消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めます。

(3) 医療救護活動

ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]

イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

ウ 県は、市町村の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。

[健康医療局]

3 危険物等の大量流出時における防除活動

市町村及び関係事業者は、危険物等が大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備します。

資 料

風水害編 11-1-2-(1) 神奈川県化学消火薬剤備蓄管理要綱

第2章 災害時の応急活動計画

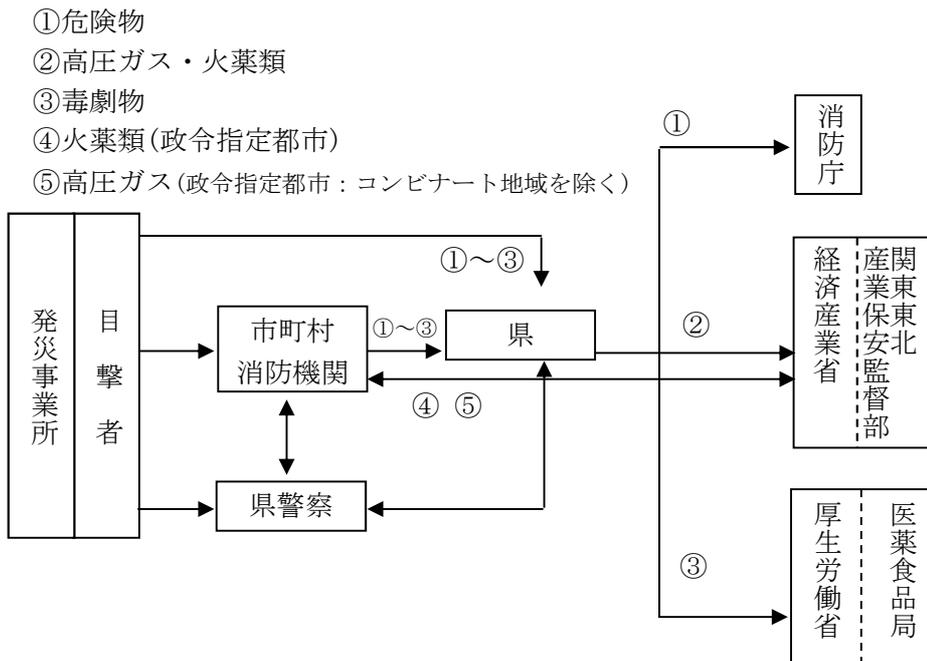
第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 危険物等事故情報等の収集・連絡

ア 危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の事故発生時の連絡については、それぞれの管轄官庁により定められていますが、原則は次のとおりです。

【危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の事故発生時の連絡系統図】



【都市ガスの事故発生時の連絡系統図】



イ 危険物等による事故が発生した場合、関係事業者等は速やかに県、県警察及び市町村に連絡します。

なお、都市ガスの場合は、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、県警察及び市町村に連絡します。

ウ 県（火薬類の事故においては政令指定都市）は、県警察、関係市町村及び関係事業者等から受けた事故情報を、危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、厚生労働省（医薬食品局））へ連絡します。

エ 危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、厚生労働省（医薬食品局））は、大規模な事故が発生した場合、事故情報等の連絡を内閣総理大臣官邸（内閣官房）、関係省庁（内閣府、消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁、環境省等）及び関係指定公共機関に行うほか、県に行います。

オ また、県は、危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部）及び厚生労働省（医薬食品局））から受けた情報を関係市町村、関係機関へ連絡します。

(2) 危険物等の大規模な事故発生による被害の情報の収集・連絡

ア 関係事業者は、被害状況を県、県警察及び市町村に連絡し（都市ガスの場合は、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、県警察及び市町村に連絡します。）、市町村から報告を受けた県は、関係事業者から収集した情報を危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、厚生労働省（医薬食品局））に連絡します。また、高圧ガス及び火薬類の事故の場合は、政令指定都市から経済産業省（関東東北産業保安監督部）に連絡します。

イ 市町村は、人的被害状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに国又は県へ報告します。

ウ 県警察は、危険物等の災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。

エ 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。

オ 県は、市町村等から情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、厚生労働省（医薬食品局））に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡します。

(3) 応急対策活動情報の連絡

ア 関係事業者は、市町村又は消防機関に応急対策等の活動状況を連絡します。

イ 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

ウ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。

エ 県は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を、消防庁へ随時連絡します。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急活動を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 事故対策本部の設置

県は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置に至らないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して、災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 経済産業大臣、厚生労働大臣

(オ) 隣接都県知事等

(4) 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

(5) 災害対策本部を設置した場合の参集・配備

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部を設置した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部への連絡及び協力体制

ア 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置された場合には、県は、国の現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。

2 県警察の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に関地指揮所を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

3 市町村の活動体制

- (1) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
- (2) 市町村長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市町村災害対策本部を設置します。
- (3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 関係事業者の活動体制

- (1) 関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じます。
- (2) 関係事業者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部設置等必要な体制をとります。

5 広域的な応援体制

- (1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。
- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示します。
- (3) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

6 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事は、危険物等の事故の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。
- (2) 市町村長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。

この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。

なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

市町村及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。

2 消火活動

- (1) 市町村及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。

- (2) 市町村は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行います。
- (3) 発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。
- (4) 第三管区海上保安本部は、海上における消火活動を行います。

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、市町村及び関係事業者の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

第4節 避難対策

災害時には、市町村は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難情報の発令を行います。

第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。
- 2 県は、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保します。

第6節 危険物等の流出に対する応急対策

- 1 市町村は、危険物等が大量流出した場合、直ちに防除活動を行います。
- 2 県警察は、危険物等が漏洩又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定するとともに、関係機関と緊密に連携して地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行います。
- 3 国、県及び市町村は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講じます。

第7節 災害広報の実施

県、市町村、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第12編 大規模な火事災害対策編

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

なお、大規模な火事災害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編で定める事項を準用します。

第1章 災害予防

第1節 安全確保

1 計画的な土地利用と市街地整備の推進

- (1) 県は、県土の安全性を高めるため、神奈川県土地利用基本計画等に基づき、防災に配慮した、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。 [政策局、県土整備局]
- (2) 県及び市町村は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進します。 [県土整備局]
- (3) 県及び市町は、防火地域・準防火地域の指定、市街地再開発事業、土地区画整理事業、住環境整備事業、地区計画制度の活用等により、安全で快適な市街地の形成を促進します。 [県土整備局]
- (4) 県及び市町村は、大規模な火事災害の発生時に延焼を防ぐ延焼遮断帯としての緑地、広幅員道路などのオープンスペースの確保を図るとともに、効果的な規模・配置の公園やコミュニティ防災拠点の整備を図ります。 [環境農政局、県土整備局]

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備、維持管理

県、市町村及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行います。 [くらし安全防災局ほか関係局]

(2) 建築物の防火管理体制

市町村及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所の高層建築物等について、消防法の規定により防火管理者又は防災管理者を適正に選任するとともに、防火管理者又は防災管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図ります。

また、消防法で規定する自衛消防隊に初期消火、消防機関への通報、避難誘導が適切に行えるよう訓練を実施します。

資 料

風水害編 12-1-1 防火地域、準防火地域内の建築規制

第2節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 県は、市町村及び事業者との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。
[くらし安全防災局]
- (2) 県警察は、県、消防機関、高層建築物等の管理者等の関係機関との間における情報収集・連絡体制の整備を図ります。
[警察本部]
- (3) 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。
[政策局、くらし安全防災局]
- (4) 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。
[関係局]

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

- (1) 救助・救急活動
市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。
- (2) 消火活動
ア 市町村は、消防組織の強化に努め、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図ります。
イ 市町村は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を立て、消防施設等の整備に努め、その強化を図ります。
- (3) 医療救護活動
ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。
[健康医療局]
イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。
ウ 県は、市町村の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。
[健康医療局]

3 避難誘導

- (1) 市町村は、指定緊急避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から県民への周知徹底に努めます。
- (2) 市町村は、避難行動要支援者の避難誘導、搬送について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

4 建築同意制度の活用

- 市町村は、消防法の規定による建築同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図ります。

第3節 防災知識の普及

1 一般家庭に対する指導

- (1) 県及び市町村は、一般家庭に対する火災防止に関する知識の普及に努めます。
[くらし安全防災局]
- (2) 市町村は、広報活動及び各種会合等において消火方法等の実地指導を行い、火災の防止及び初期消火の徹底を図ります。
- (3) 県及び市町村は自主防災組織の指導者等に対し、消火に必要な技術を教育します。
[くらし安全防災局]

2 防火管理者等の指導・教育

- (1) 市町村は、学校・病院・工場等消防法に規定する防火対象物には、必ず防火管理者を選任するよう指導します。また、消防法に規定する大規模建築物等には、自衛消防隊を設置し、防災管理者を必ず選任するよう指導します。
- (2) 市町村は、防火管理者又は防災管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防設備等の整備・点検及び火気の使用等について十分指導します。また、消防法で規定する自衛消防隊に初期消火、消防機関への通報、避難誘導の指導を行います。
- (3) 県は、消防設備士等講習において、消防用設備等に関する技術の進歩に伴い、これに対応する資質の向上を図る教育を実施します。
[くらし安全防災局]

3 予防査察等による指導

- (1) 市町村は、不特定多数の者を収容する施設を対象として予防査察時に防火安全対策について、適切な指導をします。
- (2) 市町村は防火対象物の状況を把握し、火災の発生のおそれのある物件等の発見に努め、関係者に対し、万全を期すよう指導します。

第4節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

1 災害の拡大防止

市町村は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じるものとします。

2 二次災害の防止活動

市町村は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとします。

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 大規模な火事発生による被害の情報の収集・連絡

- (1) 市町村は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- (2) 県警察は、火事災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。
- (3) 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。
- (4) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡します。

2 応急対策活動情報の連絡

- (1) 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- (2) 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。
- (3) 県は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁へ随時連絡します。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急活動を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 事故対策本部の設置

県は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置に至らないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して、災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 国土交通大臣

(オ) 隣接都県知事等

(4) 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

(5) 災害対策本部を設置した場合の参集・配備

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部を設置した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部への連絡及び協力体制

ア 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置された場合には、県は、国の現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。

2 県警察の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮所を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

3 市町村の活動体制

(1) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

(2) 市町村長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市町村災害対策本部を設置します。

(3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 広域的な応援体制

(1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。

(2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示します。

(3) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。

ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請

イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）

ウ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

5 自衛隊の災害派遣

(1) 知事は、火事の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。

(2) 市町村長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。

この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。

なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

市町村及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。

2 消火活動

(1) 市町村及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。

(2) 市町村は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行います。

(3) 被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、市町村の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

第4節 避難対策

1 災害時には、市町村は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難情報の発令を行います。

2 県警察は、大規模な火災が発生した場合においては、消防機関と連携し迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を実施します。

第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1 県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。

2 県は、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段を状況に応じて確保します。

第6節 災害広報の実施

県、市町村及び関係機関は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第13編 地下街等災害対策編

地下街等における火災・ガス爆発等による事故に対する対策について、必要な事項を定めます。

地下街等災害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編で定める事項を準用します。

※ 地下鉄、地下街やビルの地下施設等の地下空間への洪水等による浸水対策については、第2編 風水害対策編に記載しています。

第1章 災害予防

第1節 安全確保

1 安全な地下街等の形成

地下街等事業者は、火災・ガス爆発等による事故がいつでも起こる可能性があるという認識を持ち、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の管理の徹底、消防用設備等の設置及び管理の徹底など安全な地下街等の形成を図ります。

2 地下街等における防火管理体制

地下街等事業者は、地下街等について、防火管理者又は防災管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図ります。

また、消防法で規定する自衛消防隊は、初期消火・消防機関への通報、避難誘導が適切に行えるよう訓練を実施します。

資 料

風水害編 13-1-1 地下街等一覧表

第2節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

(1) 県と市町村、市町村と地下街等事業者における相互の情報収集・連絡体制の整備・強化を図ります。 [くらし安全防災局]

(2) 県警察は、県、消防機関、地下街事業者等の関係機関との間における情報収集・連絡体制の整備を図ります。 [警察本部]

(3) 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。 [政策局、くらし安全防災局]

(4) 地下街等事業者は、防災センターと消防機関等との情報連絡体制の整備を図ります。

(5) 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。 [関係局]

2 搜索、救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 搜索活動

県警察は、搜索活動を行うために有効な装備資機材、車両等の整備に努めます。 [警察本部]

(2) 救助・救急活動

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。

(3) 消火活動

市町村は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図るとともに、出火、延焼拡大予防のための初期消火等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備に努めます。

(4) 医療救護活動

ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]

イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

ウ 県は、市町村から要請された支援を行うため、医薬品の確保を図るとともに、県薬剤師会、県医薬品卸業協会等と連携し、医薬品等需給情報の的確な収集、医薬品等の適正な供給体制の整備を進めます。 [健康医療局]

3 避難誘導

(1) 市町村は、指定緊急避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から県民への周知徹底に努めます。

(2) 市町村及び地下街等事業者は、高齢者、障害者等の自力避難が困難な者の避難誘導、搬送等について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

(3) 地下街等事業者は、緊急時の避難経路の確保及びその周知方法並びに利用者等の避難、誘導のための避難計画を作成します。

4 地下街等事業者、ガス事業者及び市町村の措置

地下街等事業者、ガス事業者及び市町村は、地下街等における火災・ガス爆発等による災害の発生を未然に防止するため、次の予防対策を行います。

(1) 施設整備

地下街等事業者とガス事業者は協力して、ガス漏れ等の緊急時に、ガスの漏れを早急に停止するための緊急ガス遮断装置の設置を進めるとともに、路上のガス遮断装置場所には、標識を設置し、駐車させないよう配慮します。

(2) 可燃物及び火気の取扱い制限

地下街等事業者は、地下街等における不燃性材料の使用や店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などの火災安全対策の充実を図ります。

(3) 点検管理

地下街等事業者は、火気使用施設検査員、消火設備検査員等の点検管理組織を整備し、火気使用施設・ガス施設・消防用設備等の点検管理を励行します。

また、地下街等のパトロールを実施し安全点検に努めます。その他工事等による火気使用場所の制限、危険物の搬入制限等火気の管理を徹底します。

(4) 教育、訓練及び広報

ア 教育

(ア) 地下街等事業者は、従業員に対して、火災・ガス爆発等に関する知識や避難誘導など防災上必要な教育を行います。

(イ) ガス事業者は、ガス関係知識の啓発のための講演会等を行うほか、必要に応じて地下街等関係者の行う教育に講師を派遣する等の協力を行います。

イ 訓練

地下街等事業者は、防災訓練を火災予防運動期間等あらゆる機会をとらえて実施するとともに、総合訓練は、年1回以上、ガス漏洩想定訓練・初期消火訓練等個別訓練は実情に応じて実施し、緊急時の体制を整えます。

なお、訓練を実施するに際し、必要と認める場合は、ガス事業者・消防機関への指導・協力を要請します。これに対して、ガス事業者・消防機関は必要な指導・協力を行います。

ウ 広報

(ア) 地下街等事業者は、構内放送を利用した喫煙の禁止等火災予防に関する広報を行います。

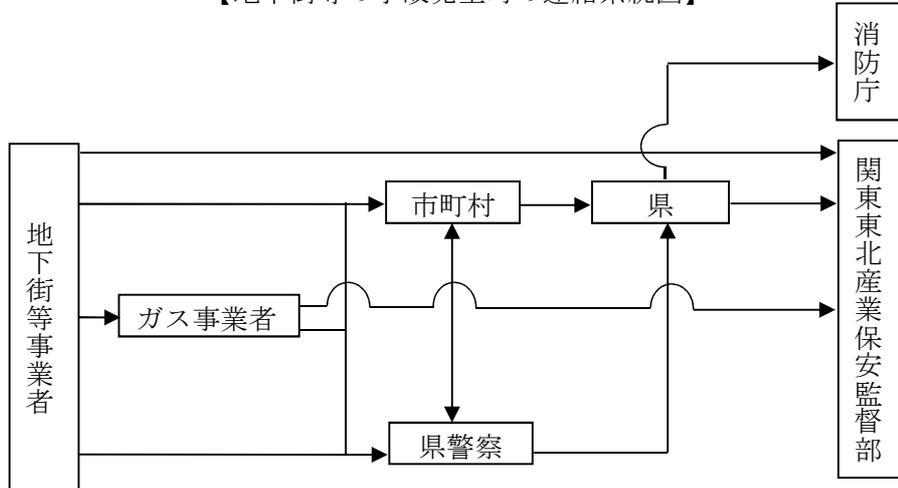
(イ) 地下街等事業者は、日頃から地下街等の避難口、避難階段、避難設備等消防用設備の設置場所等の広報に努めます。

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 地下街等の火災、ガス爆発等事故情報等の連絡

【地下街等の事故発生時の連絡系統図】



- (1) 地下街等において、火災、ガス爆発等事故が発生した場合、地下街等事業者は速やかに関東東北産業保安監督部、県警察及び市町村に連絡します。
- (2) 県は、県警察及び市町村から受けた事故情報を、消防庁、関東東北産業保安監督部へ連絡します。
- (3) ガス及び危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部））は、大規模な事故が発生した場合、事故情報等の連絡を内閣総理大臣官邸（内閣官房）、関係省庁（内閣府（警察庁）、総務省（消防庁）、防衛省、国土交通省、環境省等）、及び関係指定公共機関に行うほか、県に行います。
- (4) 県は、危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部））から情報を受けた場合、関係市町村及び関係機関等へ連絡します。

2 地下街等の火災、ガス爆発等発生による被害の情報の収集・連絡

- (1) 地下街等事業者は、火災、ガス漏れ、ガス爆発等が発生した場合、ガス事業者に連絡するとともに、県警察及び市町村へ連絡します。
- (2) 市町村は、火災、ガス漏れ、ガス爆発等の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- (3) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡します。
- (4) 県警察は、地下街等の災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じてヘリコプターテレビ等による映像を収集し、災害対策本部室に配信します。
- (5) 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。

3 応急対策活動情報の連絡

- (1) 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- (2) 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。
- (3) 県は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁へ随時連絡します。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 事故対策本部の設置

県は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置に至らないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して、災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 経済産業大臣

(オ) 隣接都県知事等

(4) 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認めた地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

(5) 災害対策本部を設置した場合の参集・配備

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部を設置した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。現地災害対策本部長は、同様に職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部等への連絡及び協力要請

ア 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置された場合には、県は、国の現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。

2 県警察の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に関係警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

3 市町村の活動体制

- (1) 市町村は、災害が発生した場合は、地下街等事業者と緊密に連絡をとるとともに、ガス事業者とも十分連携して応急対策を行います。
- (2) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
- (3) 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市町村災害対策本部を設置します。
- (4) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、その所管に係る災害応急対策を円滑に行うため、あらかじめ定めた災害対策組織を設置します。

5 関係事業者の活動体制

- (1) 地下街等事業者は、防災センターと消防関係機関等との情報伝達体制を確立します。
- (2) ガス事業者は、県警察及び消防機関と緊密な連携をとり、その指示に基づき、応急活動を行います。

6 広域的な応援体制

- (1) 市町村長は、当該市町の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。
- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し、被災市町村を応援するよう指示します。
- (3) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

7 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事は、災害の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めるときには直ちに派遣を要請します。
- (2) 市町村長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。

この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。

なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

- (1) 市町村及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。
- (2) また、地下街等事業者は、放送設備を利用して、地下街全体に正確な情報を伝え、地下街利用者等に対して、混乱防止の万全を図るとともに、救出救助活動に努めます。

2 消火活動

- (1) 地下街等事業者は、ガス爆発等による火災の初期消火等の災害防御体制に努めるとともに、消防機関に協力します。
- (2) ガス事業者は、火災時及びガス漏洩時には、ガス遮断装置を作動し閉止します。
なお、ガス漏洩に伴うガス遮断装置の閉止については、あらかじめ定めるガス事業者との協定に基づき、必要に応じて消防機関が行うことができます。
- (3) 市町村は、速やかに火災等の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- (4) 市町村は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行います。
- (5) 被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、市町村及び地下街等事業者等の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

第4節 避難対策

- 1 地下街等事業者は、避難計画に基づき、地下街等の利用者の避難誘導に当たります。
- 2 災害時には、市町村は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難情報の発令を行います。
- 3 県警察は、地下街災害が発生した場合においては、消防機関と連携し、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、滞在者等に対する避難誘導を的確に行います。

第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。

第6節 災害広報の実施

- 1 地下街等事業者は、火災、ガス漏れ、ガス爆発等が発生した場合、構内放送を利用してガス漏れの際の地下街利用者等への火気注意等を呼びかけることや避難誘導の放送を行います。
- 2 県、市町村、及び関係機関は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第14編 林野火災対策編

火災による広範囲にわたる林野の焼失等による林野火災に対する対策について、必要な事項を定めま

す。
なお、林野火災対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編で定める事項を準用します。

第1章 災害予防

林野火災は、発生場所の地形的条件等から消火活動が著しく困難な火災です。近年のレジャー志向の高まりによる入山者の増加や林野周辺への住宅開発等に伴い、その多発や住宅地等への影響が懸念されています。

このため、県、市町村、関係機関及び林業関係者等は、連携を図りながら総合的な林野火災対策を推進します。

第1節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 県は、市町村及び事業者との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。 [くらし安全防災局]
- (2) 県警察は、県、消防機関、林業関係者等の関係機関との間における情報収集・連絡体制の整備を図ります。 [警察本部]
- (3) 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。 [政策局、くらし安全防災局]
- (4) 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。 [関係局]

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。

(2) 消火活動

- ア 県は、消火薬剤や水のうち等消火用資機材の整備を行います。 [くらし安全防災局]
- イ 県は、初期消火が重要なことから、防火用水を計画的に設置するとともに、火災の延焼を防止するため、防火林帯の整備を進めます。 [環境農政局]
- ウ 市町村は、消防組織の強化に努め、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図ります。
- エ 市町村は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を立て、消防施設等の整備に努め、その強化を図ります。
- オ 市町村は、ヘリコプターによる情報収集及び消火活動が円滑に行われるよう、活動拠点の整備と資機材の整備に努めます。

(3) 医療救護活動

ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体

制の確立に努めます。

[健康医療局]

イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

ウ 県は、市町村の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。

[健康医療局]

3 避難誘導

(1) 市町村は、指定緊急避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から県民への周知徹底に努めます。

(2) 市町村は、避難行動要支援者の避難誘導、搬送について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

4 広域応援体制の拡充

市町村は、林野火災が隣接市町村、隣接都県に及ぶ場合があるため、隣接市町村と協議して、林野火災発生時の広域応援体制の整備を図ります。

資料

風水害編 14-1-1 神奈川県空中消火薬剤等運営要綱

第2節 防災活動の促進

1 防災関係機関の防災訓練の実施

県は、市町村と共同し、関係機関、地域住民、林業関係者等の参加のもと林野火災訓練を実施します。

[くらし安全防災局、関係局]

2 防災知識の普及・啓発活動

県は、林野火災を予防するため、山火事予防ポスターを配布するなどの普及・啓発活動を行います。

[環境農政局]

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 林野火災発生による被害の情報等の収集・連絡

- (1) 市町村は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告します。
- (2) 県警察は、林野火災が発生した場合、被害規模の早期把握のための情報収集活動を行います。また、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。
- (3) 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。
- (4) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡します。

2 応急対策活動情報の連絡

- (1) 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- (2) 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。
- (3) 県は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁へ随時連絡します。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急活動を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 事故対策本部の設置

県は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置に至らないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 隣接都県知事等

(4) 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

(5) 災害対策本部を設置した場合の参集・配備

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部を設置した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部への連絡及び協力体制

ア 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置された場合には、県は、国の現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。

2 県警察の活動体制

県警察は、大規模な林野火災が発生し、地域住民に被害が及ぶおそれがある場合には、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮所を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

3 市町村の活動体制

(1) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

(2) 市町村長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市町村災害対策本部を設置します。

(3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 林業関係業者

林業関係業者は、県警察、消防機関等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めます。

5 広域的な応援体制

(1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。

(2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示します。

(3) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。

ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請

- イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
- ウ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

6 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事は、林野火災の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。
- (2) 市町村長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。
この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。
なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

市町村及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。

2 消火活動

- (1) 市町村は、消防団、林業機関及び林業関係者と連携しながら、速やかに火災の状況及び被害状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- (2) 県民、自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めます。
- (3) 市町村は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請、火災偵察及び空中消火活動のため、ヘリコプターの出動要請を行います。
- (4) 発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、市町村の要請に基づき、救護班等を派遣し、負傷者の応急処置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

第4節 避難対策

災害時には、市町村は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難情報の発令を行います。

第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。
- 2 県は、車両、船舶、ヘリコプター及び鉄道車両による輸送手段を状況に応じて確保します。

第6節 災害広報の実施

県、市町村及び関係機関は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第7節 二次災害の防止

県及び市町村は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して、二次災害の防止に努めます。

第15編 その他の災害に共通する対策編

その他の災害に共通する対策として、多くの災害対策に比較的共通する事項を定めます。

なお、対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編で定める事項を準用します。

第1章 災害予防

第1節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 県は、市町村等との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。 [くらし安全防災局]
- (2) 県警察は、県、市町村、消防機関、関係事業者等の関係機関との間における情報収集・連絡体制の整備を図ります。 [警察本部]
- (3) 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。 [政策局、くらし安全防災局]
- (4) 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。 [関係局]
- (5) 市町村は、住民等への確実な情報伝達のため、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）及びLアラート（災害情報共有システム）の着実な運用に努めます。県は、市町村の災害時の情報収集・提供体制の強化を支援します。 [くらし安全防災局]

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。

(2) 消火活動

ア 市町村は、消防組織の強化に努め、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図ります。

イ 市町村は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を立て、消防施設等の整備に努め、その強化を図ります。

(3) 医療救護活動

ア 県及び市町村は、関係機関と調整の上、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]

イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

ウ 県は、市町村の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。

[健康医療局]

3 緊急輸送活動

- (1) 県警察は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備します。
- (2) 県警察は、災害時において交通規制を実施した場合には、道路管理者と連携し、その周知を図ります。
- (3) 県警察は、広域的な交通管理体制を整備します。

4 避難誘導

- (1) 市町村は、指定避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から県民への周知徹底に努めます。
- (2) 市町村及び施設の管理者は、避難行動要支援者の避難誘導、搬送等について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

資 料

風水害編	15-1-1-(1)	神奈川県危機管理対策本部要綱
〃	15-1-1-(2)	神奈川県危機管理対策会議設置要綱
〃	15-1-1-(3)	神奈川県危機管理対処方針

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 災害発生直前の対策

1 警報等の伝達

横浜地方気象台は、県内で気象の現象に伴う災害又は被害の発生するおそれがある場合、必要な警報又は注意報を発表し、県民や防災関係機関に警戒や注意を喚起します。また、24時間体制をとっている県くらし安全防災局では、直ちに防災行政通信網を通じて、県及び市町村等の必要な機関に伝達します。

2 警報の発表に伴う事前配備体制

- (1) 横浜地方気象台から県内に警報が発表された場合、県くらし安全防災局では当番班職員が警戒体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
- (2) 市町村及び防災関係機関においても、それぞれが定めている配備計画に基づき事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を決定します。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するために不可欠です。

県では、様々な種類の通信手段を活用することはもちろんのこと、映像情報等を利用して被害の規模や程度を推定し、その情報に基づき災害対策本部設置の判断をはじめ、国、市町村、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進めます。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 事故情報の連絡

- ア 大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、関係事業者は速やかに当該事業の安全規制等を担当する省庁（以下「安全規制等担当省庁」という。）に連絡します。
- イ 安全規制等担当省庁は、大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等連絡を内閣総理大臣官邸（内閣官房）、関係省庁（内閣府、警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁等）、関係都道府県及び関係指定公共機関に行います。
- ウ 県は、安全規制等担当省庁から受けた情報を、関係市町村、関係機関へ連絡します。

(2) 大規模な災害発生による被害情報の収集・連絡

- ア 大規模な災害が発生した場合、関係事業者は、被害状況を安全規制等担当省庁に連絡します。
- イ 市町村は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- ウ 県警察は、災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じてヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。
- エ 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。
- オ 県は、市町村等から情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概括的な情

報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡します。

(3) 一般被害情報の収集・連絡

- ア 現地災害対策本部、市町村、その他防災関係機関は、各種の被害情報等を災害対策本部に災害情報管理システム、防災行政通信網を通じて報告します。
- イ 県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じて消防庁及び関係省庁に連絡します。
- ウ 関係事業者は、被害状況を安全規制等担当省庁に連絡します。

(4) 応急対策活動情報の連絡

- ア 関係事業者は、安全規制等担当省庁に応急対策等活動状況を連絡します。
- イ 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- ウ 県は自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。
- エ 県は、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を消防庁へ随時連絡します。

2 通信手段の確保

- (1) 県及び市町村は、通信手段を確保するため、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置します。また、通信手段の確保について必要な措置を総務省に要請します。
- (2) 県は、災害時の県防災行政通信網の輻輳に対応するため、通信制限の措置を行う等により通信の運用に支障のないよう努めます。
- (3) NTT東日本は、電気通信設備の被災により通話に著しく支障がある場合は、被災地からの通話を優先します。また、緊急通話の疎通確保のため、一般加入電話については利用制限等を行います。
- (4) 各種通信施設の利用
 - ア 警察通信設備の優先利用

県は、加入電話及び県防災行政通信網が使用不能になり、他に通信手段がないときは、災害対策基本法第57条の規定に基づく「警察通信設備の優先利用等に関する協定」により、警察通信設備を優先的に利用します。
 - イ 非常通信の利用

県、市町村及び防災関係機関は、加入電話及び防災行政通信網が使用不能になったときは、あらかじめ定める計画に基づき関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用します。
 - ウ 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑・迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行います。
 - エ 放送機関への放送要請

県は、災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、加入電話及び県防災行政通信網が使用不能となったときは、市町村等に対する気象予警報の通知等の連絡のため、放送機関に対し、放送を要請します。
 - オ 自衛隊への要請

県は、十分な通信手段の確保が困難になったときは、通信確保の措置を自衛隊に要請します。

第3節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 対策本部の設置

被害の規模から判断して、災害対策本部の設置には至らないが、応急対策が必要と認めるときは、県は、対策本部を設置して、応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に被害状況の報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ロ) 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(ハ) 文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

(ニ) 隣接都県知事等

(4) 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

(5) 災害対策本部を設置した場合の参集・配備

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部を設置した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部への連絡及び協力体制

ア 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置された場合には、県は、国の現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。

2 県警察の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮所を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

3 市町村の活動体制

- (1) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
- (2) 市町村長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市町村災害対策本部を設置します。
- (3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 関係事業者の活動体制

- (1) 関係事業者は、発災後、速やかに災害拡大の防止のための必要な措置を講じます。
- (2) 関係事業者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部設置等必要な体制をとります。

5 広域的な応援体制

- (1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。
- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示します。
- (3) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

6 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事は、災害の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣要請について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。
- (2) 市町村長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。

この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。

なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第4節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

(1) 県民及び自主防災組織の役割

県民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。

(2) 被災市町村による救助・救急活動

被災市町村は、その区域内における救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、県及び他の市町村に応援要請を行います。

(3) 被災地以外の市町村、県及び関係機関等の役割

ア 被災地以外の市町村は、県又は被災市町村からの要請に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施します。

イ 県は、被災市町村の応援要請に基づき、国等の各機関に応援要請を行います。

ウ 事故の発生した関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めます。

エ 第三管区海上保安本部は、被災者の救助・救急活動を行います。

オ 県警察は、救出救助活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めます。

(4) 資機材等の調達等

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行します。

2 消火活動

(1) 発災直後の初期段階において、県民及び自主防災組織等は、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めます。

(2) 被災市町村は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行います。

(3) 第三管区海上保安本部は、海上における消火活動を行うほか、必要に応じて、県に対して応援を要請します。

(4) 市町村は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じて、神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく応援要請及び緊急消防援助隊派遣要請などを行います。

(5) 被災地以外の市町村は、被災市町村から要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。

3 医療救護活動

(1) 被災地域内の医療機関による医療救護活動

ア 被災市町村は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、必要に応じて、その区域内の民間医療機関に対し、医療活動の協力を求めます。

イ 被災地域内の医療機関は、病院建物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じて、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行います。

ウ 被災地域内の医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めます。

エ 被災地域内の医療機関は、状況に応じて、救護班を派遣するよう努めます。

(2) 被災地以外からの救護班の派遣

ア 被災市町村は、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は災害対策本部等に対し、救護班の派遣について要請します。

イ 県、医師会及び歯科医師会は、市町村の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

ウ 救護班を編成した医療関係機関は、その旨災害対策本部等に報告するよう努めます。

第5節 避難対策

1 避難誘導の実施

- (1) 災害時には、市町村は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難情報の発令を行います。
- (2) 避難誘導に当たって、市町村は、指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めます。

2 避難所

(1) 指定避難所の開設

市町村は、災害時に必要に応じ指定避難所を開設し、県民等に対して周知徹底を図ります。

(2) 避難所の運営管理

ア 市町村は、避難所マニュアル策定指針を参考に、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び市町村職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所の円滑な運営管理を行います。また、運営方針を決定する段階から、男女のニーズの違い、要配慮者等の多様な視点が反映できるよう、充分配慮します。避難所の運営管理に当たっては、被災者に対する給水、給食措置などが円滑に実施できるよう努めるとともに、この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、県民、自主防災組織、災害救援ボランティア等の協力が得られるよう努めます。

イ 市町村は、避難所ごとの避難者に係る情報の早期把握に努めます。

ウ 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めます。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮します。

エ 市町村は、関係省庁等の支援と連携し、避難所マニュアル策定指針などを参考に、在宅での避難や車中泊など、様々な事情から避難所以外で避難生活を送る被災者の把握方法や、物資等の供給、健康確保などの方策について、地域の実情に応じて、検討に努めます。

3 帰宅困難者への対応

- (1) 県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑止を図るとともに、滞り場所の確保等の支援に努めます。滞り場所の運営に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した運営管理に努めます。
- (2) 県及び市町村は、帰宅困難者用の一時滞在施設を開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、鉄道事業者への情報伝達等を行います。また、帰宅困難者に対して必要に応じて飲料水等を提供します。
- (3) 企業・事業所は、災害関連の情報を収集し、組織内に的確に伝達するとともに、施設利用者が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内に留めるよう努めます。
- (4) 鉄道機関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じて県及び市町村の情報伝達等に基づき地域の一時滞在施設等を案内するものとします。

4 応急仮設住宅等

(1) 応急仮設住宅必要戸数の把握

県及び市町村は、応急仮設住宅として利用可能な公営住宅及び民間賃貸住宅などの戸数を関係団体と連携して調査します。あわせて、県は、家屋被害状況及び応急仮設住宅の必要戸数について市町村ごとの状況を調査するとともに、全壊、全焼、流失等の建築物数、避難者数及びその分布等データを活用して、応急仮設住宅（建設型・賃貸型）の必要戸数と公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅の活用できる戸数を市町村別に把握します。

(2) 応急仮設住宅の提供

県は、災害救助法が適用され、応急仮設宅（建設型・賃貸型）を供給する必要があるときは、市町村と密接な連携をとり、同法及び関係団体との協定に基づき実施します。

(3) 資機材の調達

県は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な資機材を関係団体との協定に基づき速やかに調達します。

その上で、なお資機材が不足する場合には、海外からの調達を含めて全国の都道府県や関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）にその調達について協力を要請します。

(4) 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理

県及び市町村は、応急仮設住宅への入居者の募集について、当該市町村の協力のもとに行います。この際、要配慮者優先の観点から、入居者の優先順位を設定して選考します。

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮します。

(5) 公営住宅等への一時入居

県及び市町村並びに県住宅供給公社等は、被災者の一時入居のため、それぞれ管理する公営住宅等の空家住宅を積極的に活用します。

(6) 民間賃貸住宅等の活用

民間賃貸住宅、企業住宅、保養所等の民間所有施設についても、避難者の一時入居のため、その所有者等に建物の提供について協力を要請します。

(7) 住宅の応急修理

災害救助法が適応されたときは、県は市町村と密接な連携をとり、自らの資力では住宅の応急修理ができない者に対し、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要な最小限度の部分について応急修理を行います。

5 多様な視点への配慮

県及び市町村は、避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営等に当たって、要配慮者や男女双方の視点などに十分配慮します。

第6節 保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動

1 保健衛生

- (1) 市町村は、被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めます。また、必要に応じて健康相談等を行い、エコノミークラス症候群等への対応を周知するとともに、救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行います。
- (2) 市町村は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じて仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じます。また、入浴可能な公衆浴場等についての情報提供に努めます。
- (3) 県は、広域的立場から市町村の対策に対して必要な助言を行うとともに、その実施について支援します。
- (4) 県及び市町村は、災害による被災者のこころのケアを行うために、かながわDPATや医療、保健及び福祉関係者等の協力を得て、時期や状況に応じた必要な措置を講じます。また、被災者のみならず災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に努めます。

2 防疫対策

- (1) 災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は各個人が行うことを原則とし、市町村長は、被災地の状況に応じた的確な指導あるいは指示を行います。
- (2) 県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第6条に規定された感染症について、一類感染症（エボラ出血熱、ペスト等）、二類感染症（中東呼吸器症候群（MERS）、ポリオ等）又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため、必要があるときは、当該患者を感染症指定医療機関等に入院させるべきことを勧告等するとともに、患者を医療機関に移送します。また、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢等）のまん延を防止するため必要があるときは、当該患者及び無症状病原体保有者に対し就業制限を命じるほか、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、医師の健康診断の受診について勧告等を実施します。
- (3) 県は市町村に対し次の指示を行い、市町村はその指示に基づき防疫対策を実施します。
 - ・ 感染症予防上必要と認めた場合の清掃方法及び消毒方法
 - ・ ねずみ族、昆虫の駆除
 - ・ 予防接種の指示
 - ・ 厚生労働省の承認を得た上での予防内服薬の投与

3 遺体対策等

市町村は、遺体対策については、適切な対応をとるため、神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮します。

また、必要に応じて、神奈川県広域火葬計画に沿って県内及び県外の市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施に努めます。県は、これらが円滑に遂行できるよう協力します。

第7節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

- 1 被災市町村は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行います。
- 2 県は、応急物資の取扱いや生活必需物資の調達に関する協定を締結している企業、団体及び販売業者に対し、物資の調達を要請します。
- 3 県及び市町村は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）又は国の非常（緊急）災害対策本部等に物資の調達を要請します。

第8節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1 交通の確保

(1) 被災地域等の交通規制の実施

ア 県警察

(ア) 被害の状況を把握し、被災地域への流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施し、県及び道路管理者と協力し危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行います。

(イ) 災害発生時の交通規制等

災害発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要があります。

a 緊急交通路確保のための交通規制

災害発生後、特に初期には、負傷者の救出救助等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を掌握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限します。

b 道路管理者等への通知及び要請

緊急交通路確保のための通行の禁止や制限を行う場合、関係公安委員会、道路管理者等への通知を速やかに行います。

また、緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときに必要と認める場合は、道路管理者に対し、その道路の区間において車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行うことを要請します。

c 警察官の措置

緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときは、必要に応じ当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行います。

イ 自衛官及び消防吏員

災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防吏員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなど必要な措置を命令するほか、相手方がその場にはいない場合は、当該措置を行います。

当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知します。

ウ その他

道路管理者は、通行規制や応急啓開等必要な対策の実施について、県警察、交通機関への連絡を行います。

(2) 道路の応急復旧等

ア 国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うとともに、被災県又は市町村等他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示します。その場合、緊急輸送路の確保を最優先に応急復旧等を実施します。

イ 道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努めます。

ウ 路上の障害物の除去について、道路管理者、県警察、消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な体制をとります。

(3) 港湾及び漁港の応急復旧等

ア 港湾管理者及び漁港管理者は、その管理する港湾施設及び漁港施設について、早急に被害状況を把握し、災害対策本部等に対して被害状況を報告するとともに、必要に応じ応急復旧等を行います。また、港湾施設について、国土交通省（関東地方整備局）及び港湾管理者は必要に応じて応急復旧等を行います。

イ 第三管区海上保安本部は、航路標識が破損し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努めます。

(4) 海上交通の整理等

ア 第三管区海上保安本部は、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行います。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めます。

イ 第三管区海上保安本部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を禁止するなど航行制限を行います。

ウ 第三管区海上保安本部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保します。

(5) 鉄道交通の確保

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、応急復旧等を行います。

2 緊急輸送

(1) 県は、車両、船舶、ヘリコプター及び鉄道車両による輸送手段を状況に応じ確保します。

(2) 市町村は地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達、あっせんを依頼します。

第9節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

1 社会秩序の維持

県警察は、自主防犯組織等と連携して、被災地及びその周辺におけるパトロールや生活安全に関する情報の提供を行い、社会秩序の治安維持に当たります。

2 物価の安定、物資の安定供給

県及び市町村は、食料をはじめとする生活必需物資等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め・売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行います。

県は、県民が落ち着いた消費行動がとれるよう、生活必需品の供給状況等について、必要な情報提供に努めます。

第10節 被災者への的確な情報伝達活動

1 被災者への情報伝達活動

(1) 県及び市町村は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。なお、その際、高齢者、障害者等の要配慮者、観光客、在日外国人、訪日外国人等に配慮した伝達を行います。

(2) 情報伝達に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関への協力を求めます。

2 県民等からの問い合わせに対する対応

県、市町村及び事業者は、必要に応じ、発災後速やかに県民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行い、情報のニーズを見極め収集・整理を行います。

第11節 自発的支援の受入れ

1 ボランティアの受入れ等

(1) 県は、県災害救援ボランティア支援センターを設置し、神奈川県社会福祉協議会等と連携を図り、避難所運営や物資運搬等の救援活動を希望する災害救援ボランティアに対して必要な災害情報の提供を行うとともに、災害救援ボランティアの需給調整を行う災害ボランティアコーディネーターが活動するに当たって必要な支援を行います。

(2) 県及び神奈川県社会福祉協議会、日本赤十字社神奈川県支部等の関係団体は相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めます。

(3) 県は、ボランティアの受入れに際して、救助・救急、応急手当、介護、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定、被災状況調査、輸送、通訳、手話通訳、アマチュア無線、ボランティアコーディネート等といったボランティアの技能が効果的に活かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めます。

- (4) 市町村においても、関係団体等と相互に協力し、ボランティア活動の円滑な実施が図られるように支援に努めるものとします。また、消防機関においても、災害救援ボランティアと十分連携のとれた効率的な活動を行うものとします。

2 義援物資、義援金の受入れ

(1) 受入れ及び配分

ア 義援物資

(ア) 民間企業や自治体等からの義援物資

市町村は、関係機関等の協力を得ながら、民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握します。県及び市町村は、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図るものとします。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するものとし、これを活用し、物資の配分を行います。

(イ) 個人等からの小口の義援物資

県及び市町村は、個人等からの小口義援物資については、原則受け入れないこととし、その方針を周知するものとします。

なお、周知に当たっては、記者発表や県及び市町村のホームページへの掲載のほか、県域報道機関及び全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載依頼などを行います。

イ 義援金

県及び市町村は、義援金の受入れ、配分に関して、市町村、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を必要に応じて組織し、適切な受入れ、配分を行います。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めます。

(2) 海外からの支援受入れ

県及び市町村は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その受入れと円滑な活動の支援に努めます。

令和4年3月

神奈川県地域防災計画

—風水害等災害対策計画—

発行 神奈川県防災会議

編集 神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課

横浜市中区日本大通 1

電話 045(210)1111
